

御所市



市民ガイドブック 2025 保存版

GOSE CITY



LIVING GUIDEBOOK

御所市LINE公式アカウント



LINEで御所市と友だちになろう！

市からのお知らせや、イベントなどのタイムリーな情報を発信。一部手続きの予約・申請機能などもあります。



【友だちになる方法】

- ①二次元コードをスマホで読み取る
または
- ②ID検索 @gosecity



気象情報、地震情報、避難情報などを、
登録されたメールアドレスに配信

御所市防災メール

t-gose@sg-p.jp



登録は上記メールアドレス、
または左記二次元コードを読み取り、
空メールを送信してください。

御所市役所

〒639-2298 御所市1番地の3

☎ 0745-62-3001 FAX 0745-62-5425

業務時間：8時30分～17時15分

閉庁日：土・日・祝・休・年末年始

www.city.gose.nara.jp/



新しく御所市に転入されたみなさん
ようこそ



「自然と歴史を誇れるまち」 御所市へ

私たちの暮らす御所市のこと

御所市は、昭和33年3月31日に御所町を中心に葛村、葛上村、大正村の4つの町村が合併して誕生しました。市の名称の由来は、市内を流れる葛城川に5つの瀬があったとする説や、孝昭天皇の御諸(みむろ)が「御所」に変わったとする説などがあります。奈良県の大和平野の西南部に位置し、西部に金剛山・葛城山が峰を連ね、東南部の丘陵地から平地の広がる緑豊かな自然に囲まれた田園都市です。市内は一般的に気象災害による被害なども少なく、住みやすい環境となっています。

豊かな自然と悠久の歴史に彩られた文化遺産を今に伝える歴史ロマンが漂う緑豊かな生活文化都市でもあります。

地勢

面積 60.58 km²
 経度・緯度 東経 135°44' 北緯 34°27'
 海拔 最高 1,127.0m 最低 72.0m

統計

(令和7年5月31日現在)



総人口 **22,924** 人
 (男性 10,774 人 女性 12,150 人)

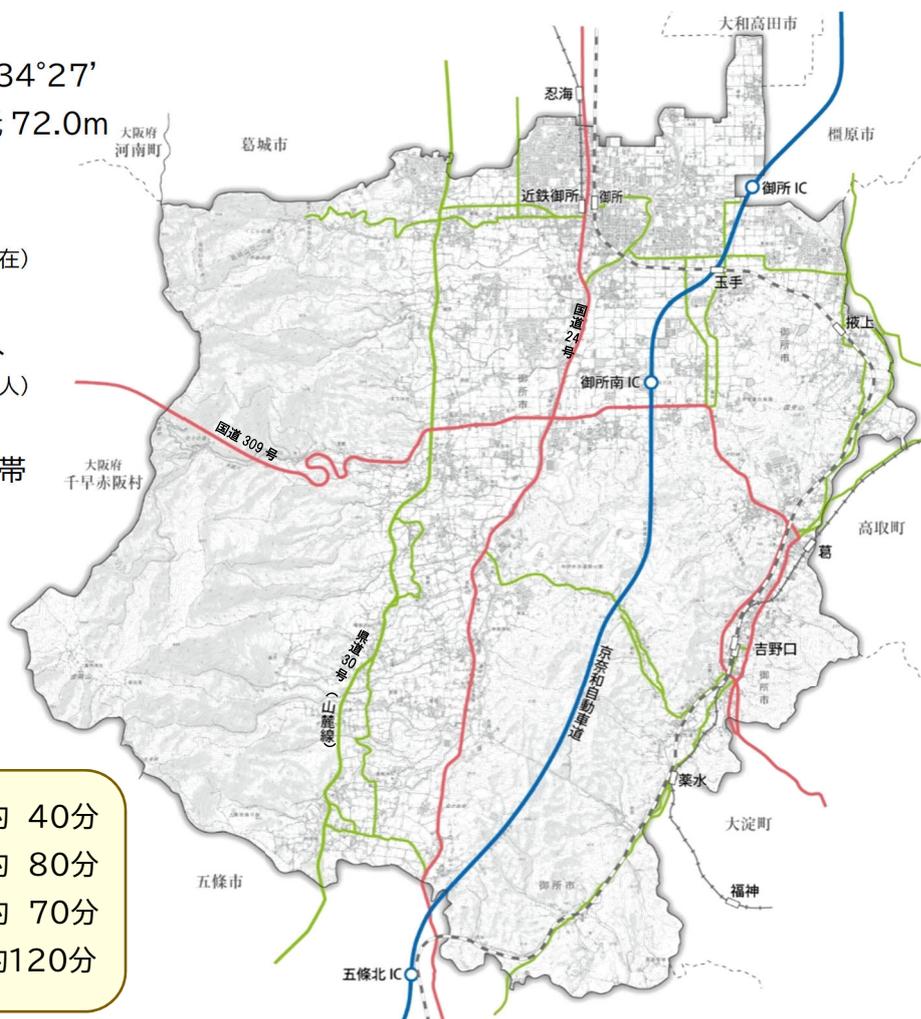


世帯数 **11,916** 世帯

交通

京奈和自動車道が開通し、
 交通がさらに便利になりました。

大	阪	約 40分	約 40分
京	都	約 80分	約 80分
関西国際空港		約 60分	約 70分
名古屋		約170分	約120分



御所市民憲章

わたくしたちは、歴史にはぐくまれ、金剛・葛城の自然に恵まれた御所市の市民です。
ひとりひとりの努力と責任において、より住みよい郷土となるよう、願いをこめ、この憲章を定めます。

- 1 郷土と自然を愛し、花と緑につつまれた美しいまちをつくりましょう。
- 1 郷土のあゆみに誇りを持ち、遺跡や文化財を大切に、新しい文化の創造につとめるまちをつくりましょう。
- 1 郷土につくした老人を敬い、未来をになうこどもたちの夢や若い力を伸ばし、希望に燃えるまちをつくりましょう。
- 1 互いに親しみ合い、話し合い、支え合える心ゆたかなまちをつくりましょう。
- 1 互いの人権を守り、差別をなくし、平和で民主的な明るいまちをつくりましょう。

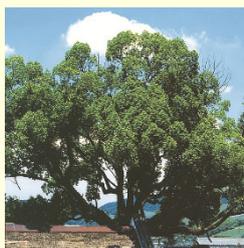
(昭和53年3月4日制定)

市章

「ごせ」の頭文字を、図案化したものです。
(昭和33年3月31日)



市の木 くすの木



市の花 つつじ



(昭和53年3月4日選定)

御所市を元気に
PRしています！

御所市マスコットキャラクター

ゴセンちゃん

御所市の西側にそびえる金剛山と葛城山をモチーフにしたヘアースタイルに、市の花であるつつじの髪飾り、市内に数多く点在する由緒ある神社仏閣をイメージした“しめ縄”つばいカチューシャを着けています。

明るく元気な女の子ですが、実は神の使いで、出会った人の願い事を叶えてくれる？かもしれませんよ。



御所市民ガイドブック

各課案内

P 5 各課案内

届け出・証明

P 7 戸籍届け出
P 8 住民基本台帳
P 9 印鑑登録
P10 各種証明書
P11 本人通知制度
P11 マイナンバー(個人番号)カード

税金

P12 おもな市税
P13 税務証明
P14 市税の納付

年金・保険・医療制度

P15 国民年金制度
P18 国民健康保険
P21 後期高齢者医療制度
P22 福祉医療制度
P23 未熟児養育医療

福祉

P24 介護保険制度
P27 高齢者福祉
P28 障害者福祉
P29 その他の福祉
P31 社会福祉協議会

健康

P33 休日応急診療所
P34 おとなの予防接種
P34 健(検)診・健康相談ほか
P35 特定健診・特定保健指導
P36 後期高齢者医療 健康診査
P36 不妊治療の費用助成
P36 健康教室・講座ほか

子育て・教育

P37 妊娠・出産
P37 乳幼児健診・各種教室
P38 予防接種
P38 子育て支援
P40 児童手当等
P40 保育所(園)・幼稚園
P41 相談など
P42 放課後児童健全育成
P42 学校教育
P43 高等学校等入学支度金給付制度
P43 ふるさと創生奨学金(旧・坂本奨学金)給付制度

生活・環境

P44 住居
P45 ごみ
P48 水道
P49 下水道
P51 し尿・浄化槽
P53 市営墓地 合葬墓
P54 犬の登録
P55 ペット火葬
P55 スズメバチ駆除費補助金

市政

- P56 人権
- P57 選挙
- P57 情報公開
- P57 個人情報
- P58 広報・広聴
- P59 観光情報

施設利用案内

- P63 施設利用案内
- P68 その他の公共施設等一覧

各種相談

- P61 各種相談

市内公共交通

- P71 コミュニティバス・デマンドタクシー
- P73 その他の市内公共交通

Information

本人確認書類

請求や届け出などの際には、本人を確認できる書類の提示が必要です。

1点で確認可能なもの	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード) <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(写真付き) <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 官公庁発行の証明書(写真付き) など
	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療証 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険証 A <input checked="" type="checkbox"/> 共済組合員証 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢受給者証 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金保険証書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 恩給証書 など
2点で確認可能なもの ※A から2点、または、 A 及び B から1点ずつ	<input checked="" type="checkbox"/> 学生証 <input checked="" type="checkbox"/> 法人が発行した身分証明書(社員証等)
	B <input checked="" type="checkbox"/> 預金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 公の機関が発行した資格証明書(写真付き) など

詳細は各課へお問い合わせください



各課案内



市長

副市長

総務部	秘書課	秘書係	市長及び副市長の秘書、渉外儀式及び褒賞表彰等
	人事課	給与福利係	職員の給与、福利及び厚生等
		人事係	職員の服務、研修及び人材育成等
	総務課	文書法制係	条例等の制定改廃、情報公開及び個人情報保護制度等
	デジタル推進課	デジタル推進係	行政のデジタル化、システムの管理運営等
	行革財政課	行革財政係	予算編成及び執行管理、財政計画、行財政改革等
	税務課	庶務係	税の諸証明、たばこ税・軽自動車税の賦課等
		市民税係	市県民税・法人市民税・国民健康保険税の賦課等
		資産税係	固定資産税（償却資産含む）、都市計画税の賦課等
	収税課	収納管理係	市税の収納、督促状の発行等
整理推進係		市税の徴収、滞納整理、納税証明等	
企画政策部	企画政策課	企画係	総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域持続的発展計画の策定及びコミュニティバス・デマンドタクシーの運行等
		広報広聴係	広報、広聴及び市の沿革記録等
		地域振興係	自治振興等
	観光振興課	観光係	観光資源の開発及び保護、観光客の誘致宣伝、観光施設の整備及び管理等
		シティプロモーション係	市の魅力創造・発信の企画、移住・定住、空き家対策等
	まちづくり推進課	都市計画係	都市計画の調査及び策定、開発行為等の指導及び副申等
		駅前整備係	駅前、複合施設（新庁舎）整備等
	管財課	管財係	市有財産の管理、庁舎及び公用車管理等
		市有財産対策係	市有財産の活用及び処分、土地開発公社の残務
		入札係	建設工事及び物品・業務委託等の入札等
市民協働部	市民課	窓口係	住民基本台帳、印鑑証明、マイナンバーカード関係、国民年金、行政相談等
		戸籍係	戸籍等
	保険課	保険第1係	国民健康保険の給付、資格等
		保険第2係	福祉医療、後期高齢者医療の資格・賦課・徴収等
	危機管理課	危機管理係	防災、防犯、交通安全対策等
		消防係	消防等
		防災交流館	防災啓発、防災資機材等の備蓄・管理、コミュニティ活動の促進等
	人権施策課 (人権センター内)	人権啓発係	人権施策の総合企画、人権啓発・相談、男女共同参画等
		地域人権教育係	地域の人権教育推進等
	環境衛生部 (クリーンセンター内)	環境政策課	環境政策係
斎場			斎場の管理運営、火葬等
環境業務課		廃棄物対策係	一般廃棄物収集運搬許可等、事業系ごみの排出方法の啓発・指導等
		業務係	家庭ごみの収集等
施設係	クリーンセンターに搬入された一般廃棄物の処理及び施設管理等		
健康福祉部	健康推進課 (いさいきライフセンター内)	健康推進係	保健対策の企画運営、保健衛生の普及及び向上、予防接種、休日診療等
	福祉課	福祉総務係	民生児童委員、ボランティア団体等の活動、戦没者遺族援護等
		障害福祉係	障害者福祉等
		保護係	生活保護、生活困窮者の相談等
	高齢対策課	高齢対策係 (地域包括支援センター)	高齢者福祉等
		老人福祉センター	高齢者の健康相談、生活相談、健康の増進等
		介護予防センター	高齢者の介護予防、健康の増進等
	介護保険課	介護保険係	介護保険事業計画、介護保険の資格、介護保険料の賦課・徴収等
		認定給付係	要介護認定、介護保険の給付等
	子育て推進課 (いさいきライフセンター内)	子育て推進係	児童福祉の総合企画、児童手当、子育て支援、放課後児童健全育成等
保育係		保育所の管理運営、保育料の徴収等	
こども家庭センター		母子及び寡婦福祉、家庭児童相談等	
保育所			
学童保育所			





届け出・証明

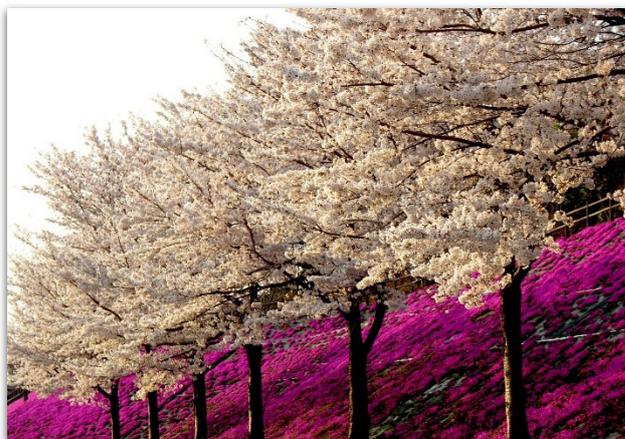
市民課

戸籍届け出

戸籍は、個人や家族の続柄・氏名・年齢・性別などを記録したもので、公に証明するものです。期間内に届け出をしてください。

種別	届出期間	必要なもの	届ける場所
出生届	生まれた日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳	出生地 本籍地 届出人の所在地
婚姻届	—	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	夫または妻の 本籍地 所在地
離婚届(協議)	—	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	当事者の本籍地 所在地
転籍届	—	—	現在の本籍地 新しい本籍地 届出人の所在地
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	—	死亡地 死亡者の本籍地 届出人の所在地

その他の届け出については、市民課戸籍係にお問い合わせください。



ソメイヨシノと芝桜の競演(柏原:人権ふるさと公園)



住民基本台帳は、市民のみなさんの居住関係を明らかにするものです。印鑑登録・国民健康保険・国民年金・入学・選挙など日常生活と密接に結びついています。

届出・証明

種別	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	ほかの市町村から御所市に住所を移した日から14日以内	本人または同じ世帯の人	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード <input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書※1
転居届	御所市内で住所を移した日から14日以内	本人または同じ世帯の人	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード
転出届	ほかの市町村へ住所を移すまでに	本人または同じ世帯の人	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード

- 親族であっても別世帯の人が届ける場合、委任状が必要です。
 - 外国人住民の方の転居・転入の手続きには、在留カード・特別永住者証明書が必要になります。
- ※1 マイナンバーカードを使った特例転出届をされた方は転出証明書は不要です。

特別永住者の方

【特別永住者証明書の有効期間の更新(カードの切替)】

証明書有効期間満了日の2か月前から満了日まで、また16歳未満の人は16歳の誕生日の6か月前から16歳の誕生日までに手続きをしてください。

● 申請に必要なもの

- 写真1枚(縦4cm×横3cm、3か月以内に撮影、無帽、正面・無背景で鮮明なもの)
- 旅券(所持者のみ)
- 特別永住者証明書(カード)
- 案内はがき(所持者のみ)



国指定重要文化財 中村家住宅(名柄)

印鑑登録は、御所市に住民登録されている人が申請できます。

届け出・
証明



種別	申請人	必要なもの
新規に登録	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録しようとする印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(所持者のみ)
	代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録しようとする印鑑
紛失・盗難	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録していた印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(所持者のみ)
	代理人	—
廃止	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録していた印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証カード <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(所持者のみ)
	代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証カード

本人申請の場合で官公庁発行の写真付身分証明書を持参された場合は、即日手続きができます。その他の場合は、原則郵送確認となり、後日の手続きとなります。



< 郵送確認の場合 >

郵便が届きしだい、回答書及び登録印、保険証など、代理人の場合は代理権授与通知書(委任状)及び代理人の保険証などを持参のうえ、申請日から1か月以内に手続きしてください。

【登録する印鑑について】

- 登録する印鑑は1人1個に限ります。
- 住民基本台帳に記載されている氏名の全部または一部を表しているものを登録できます。職業、屋号など氏名以外の事項がある場合は登録できません。
- 家族、その他誰も登録されてない印鑑に限ります。同一世帯で登録済みの印鑑とよく似たものは登録できません。
- 印影の大きさが一辺の長さ8mmを超えるもので25mm以内の正方形におさまるものを登録できます。
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは登録できません。

！ 注意事項 ！

- 御所市発行の印鑑登録証カードは御所市でしか使用できません。
- 死亡届または転出届を提出して予定日を過ぎますと、印鑑登録は自動的に廃止になります。
- 印鑑登録証カードを紛失された場合は、第三者による不正使用を防止するため、すぐに届け出てください。





【証明書の発行】

種別	必要なもの	手数料(1通)
戸籍謄本 (全部事項証明) 戸籍抄本 (個人事項証明)	<input checked="" type="checkbox"/> 直系親族以外の代理人は、委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ●広域交付は直系親族のみ。本人確認書類は写真付きのみ。	450円
除籍謄本・抄本 (原戸籍)	<input checked="" type="checkbox"/> 直系親族以外の代理人は、委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ●広域交付は直系親族のみ。本人確認書類は写真付きのみ。	750円
戸籍の附票	<input checked="" type="checkbox"/> 直系親族以外の代理人は、委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	300円
住民票の写し または 記載事項証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯以外の代理人は、委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ●広域交付は本人及び同一世帯員のみ。本人確認書類は写真付きのみ。	窓口 300円 コンビニ交付 200円
印鑑登録証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証カード	窓口 300円 コンビニ交付 200円
身分証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外は、委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	300円
戸籍届書の受理証明	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外は、委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類	350円
自動車臨時運行許可 (仮ナンバー)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 車検証、抹消登録証明、自動車通関証明、譲渡証明書など <input checked="" type="checkbox"/> 自賠責保険証	1車両 750円

<マイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービス>

コンビニ交付サービスで住民票の写しを取得した場合、本人確認書類は不要となります。
 また、印鑑登録証明書についても、印鑑登録証カードは不要です。
 ご利用時間は6時30分～23時です。

本人通知制度

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したときに、その事実を本人に対して通知する制度です。不正請求の抑止や不正取得の早期発見につながる効果があります。希望者は事前登録が必要です。



<第三者とは>

- 住民票の写しの場合は、同一世帯以外の者
- 戸籍謄抄本の場合は、直系親族以外の者
- 第三者には、国、地方公共団体等の公共機関は含まれません。

マイナンバー(個人番号)カード

マイナンバーカードは本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるカードです。表面には

- 氏名
- 住所
- 生年月日
- 性別
- 顔写真
- 電子証明書の有効期限の記載欄
- セキュリティコード
- サインパネル領域
- 臓器提供意思表示欄

が記載され、個人番号は裏面に記載されます。

マイナンバーカードの様式について



【おもて面】



【うら面】

マイナンバーカードを申請・交付された方は、住所変更等の際に、市役所での継続手続きが必要となります。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

マイナンバーカード申請二次元コード



こちらからも
ご確認いただけます。



税金

おもな市税

● 税務課

個人市民税

1月1日現在の住所地において、前年中の所得に対し課税されます。毎年3月15日までに、市役所へ市民税・県民税申告書を提出してください。

なお、税務署に確定申告書を提出した場合や、勤務先(給与支払者)から市役所へ給与支払報告書が提出されている場合など市民税・県民税申告書の提出が不要な場合もあります。

税金


固定資産税

1月1日現在、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する人に対し課税されます。

したがって、1月2日以後に固定資産を新たに所有(売買・取得・新築・増改築など)したことに伴う課税は、翌年度(翌年1月1日基準)からとなります。

また、固定資産税についての情報開示として、「縦覧」や「閲覧」の制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

都市計画税

1月1日現在、市内の市街化区域に土地・家屋を所有する人に対し課税されます。

固定資産税と併せて通知します。

国民健康保険税

世帯主に対して、世帯内の国保加入者全員分が課税されます。世帯主自身が勤務先の健康保険に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主に国民健康保険税が課税されます。

なお、国民健康保険税は加入時や喪失時にさかのぼって計算しますので、国民健康保険の加入・喪失の届け出は速やかに行ってください。

【資格の取得・喪失】

異動理由	国保資格異動日	課税の発生・消滅
他市町村から転入	転入日から取得(適用開始)	取得等した月から課税
退職等による他保険脱退	退職等した日の翌日から取得	
他市町村へ転出	転出日に喪失(適用終了)	喪失等した前月まで課税
就職等による他保険加入	就職等加入日の翌日に喪失	

軽自動車税

4月1日現在の軽自動車の保管場所において課税されます。

【手続き場所及び手続きに必要なもの】

軽自動車の種類	手続き場所	必要なもの
原動機付 自転車 (125cc 以下)	御所市役所 税務課	登録 <input checked="" type="checkbox"/> 販売証明書または廃車証明書・譲渡証明書のどちらか <input checked="" type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯以外の方が手続きされる場合は委任状
		廃車 <input checked="" type="checkbox"/> ナンバープレート <input checked="" type="checkbox"/> 標識交付証明書(あれば) <input checked="" type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯以外の方が手続きされる場合は委任状
軽自動車	軽自動車検査協会 奈良事務所 (大和郡山市)	必要なものは、お問い合わせください。 ☎050-3816-1845
軽二輪車 (126cc～250cc) 二輪の小型自動車 (251cc 以上)	近畿運輸局 奈良運輸支局 (大和郡山市)	必要なものは、お問い合わせください。 ☎050-5540-2063

税務証明

●税務課・収税課

税に関する各種の証明書は、税務課(納税証明のみ収税課)で発行します。申請者の本人確認書類が必要です。また、代理人の場合は、委任状も必要です。

	種類	内容	手数料(1通)	窓口
市民税関係	課税証明	住民税の課税・非課税及び所得額	300円	税務課
	所得証明	所得額		
	営業証明	営業		
	扶養証明	親族の扶養		
資産税関係	公課証明	資産の課税及び評価額	1,300円	税務課
	評価証明	資産の評価額		
	住宅用家屋証明	登録免許税の軽減対象住宅であること		
納税	納税証明	納税済みであること	300円	収税課



市税の納付

市税は、御所市の大切な財源です。納期内に必ず、忘れずに納めましょう。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税		定期										
国保税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

税金



納税は便利な口座振替をご利用ください！

市税・国民健康保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

- 預金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがありません。
- 納期ごとに市役所や金融機関に出向く必要がなくなります。
- 一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に継続されます。

※振替日の前には、必ず残高をご確認ください。

● 手続き方法

「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込んでください。(銀行届出印・通帳・納税通知書が必要)手続きは、下記の金融機関、または収税課で受け付けています。なお、市外の金融機関窓口で手続きされる方は、事前に「口座振替依頼書」を収税課へ請求してください。

● 取扱金融機関

- 南都銀行
- 三菱 UFJ 銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- 関西みらい銀行
- 近畿労働金庫
- 大和信用金庫
- ゆうちょ銀行
- 奈良中央信用金庫
- 奈良県農業協同組合

コンビニ納付・スマホ決済もご利用ください。

市税・国民健康保険税は、上記の口座振替や窓口納付等に加えて、全国のコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ(PayB・PayPay 請求書払い・d払い 請求書払い・auPAY(請求書支払い))での納付ができます。納付書に記載されている納期限までならば、曜日・時間に関わらず納付できますので、ご利用ください。



夏祭り奉納花火(南郷・南十三)



年金・保険・医療制度

国民年金制度

●市民課

国民年金の加入者

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、原則として、国民年金に加入しなければなりません。加入者は、次の3つに分けられます。

- **第1号被保険者** 学生、自営業者、フリーターなど
- **第2号被保険者** 会社員、公務員など厚生年金の被保険者または加入者
- **第3号被保険者** 第2号被保険者の被扶養配偶者(健康保険証で扶養認定されている必要があります。)



任意加入被保険者

年金受給額を増やすなどの目的で、国民年金に加入を強制されない人(60歳以上である場合や、海外に居住する場合など)が希望により65歳まで加入できます。

ただし、65歳以上の人は年金の受給資格を取得する目的に限り、生年月日による加入制限はありますが、受給資格を取得するまで(最大で70歳の前日まで)加入できます。

国民年金保険料

保険料額は、年齢・所得等に関係なく定額となっています。令和7年度の保険料額は月額17,510円です。

また、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)は、希望により付加保険料(月額400円)を納めることができます。ただし、国民年金基金加入者は付加保険料を納付できません。

国民年金基金については直接、下記までお問い合わせください。

《全国国民年金基金近畿支部》 ☎0120-65-4192

【保険料の納付方法や前納割引制度】

納付方法は主に、口座振替やクレジットカード納付、納付書による現金納付があります。

また、前納割引制度がありますが、納付方法により割引額が異なるため、詳しくは保険料にかかる事務を行う大和高田年金事務所までお問い合わせください。

《大和高田年金事務所国民年金課》 ☎22-3531

【保険料免除等制度】

第1号被保険者は保険料の納付を求められますが、納付が困難な場合には免除制度や納付特例制度があります。免除には、生活保護法による生活扶助を受けている場合や、2級以上の障害基礎年金等を受給している場合等に手続きできる法定免除(届け出が必要)と、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合手続きできる申請免除や納付猶予があります。また、学生については学生納付特例手続きが可能となります。

上記の申請免除・納付猶予・学生納付特例は、日本年金機構の審査により承認の可否が決定されますので、申請されても認められない場合があります。



年金の請求

【老齢基礎年金の請求手続き】

国民年金の保険料の納付月数と免除月数だけで老齢基礎年金の受給資格期間が満たされており、かつ国民年金以外の公的年金制度への加入がない人(ただし、第3号被保険者期間のある人を除く)に限り、市役所で年金請求することができます。

【老齢基礎年金等を受給する資格について】

国民年金保険料の納付月数や免除月数、厚生年金・共済期間等の受給資格の対象となる月数が合算して120月以上ある人が原則として65歳から受給できます。

ただし、希望により、60歳から繰り上げて請求することや、66歳以降に繰り下げて請求することも可能です。(繰り上げ、繰り下げともメリット・デメリットがあります。)

【その他の年金給付について】

重い障害が残った場合、高校生以下または一定の障害のある20歳未満の子のある人が亡くなった場合、老齢基礎年金を受ける資格がある夫が年金を請求するまでに亡くなった場合などに年金給付があります。

ただし、一定の条件が満たされていないと、手続きできません。

また、年金を受けている人が亡くなった時、その年金の種類にもよりますが、未払い分の年金請求等を市役所で手続きできる場合があります。



国民年金被保険者の届け出について

次のような時は手続きが必要です。(ただし、第2号・第3号被保険者に該当する人を除く)

- 外国に住所のあった人が国内に住所を定めた時
- 任意加入をする(取り止める)時
- 厚生年金のある会社を退職した時
- 第3号被保険者であったが、配偶者が退職した時、配偶者が65歳に到達した時や、配偶者の社会保険等の扶養から外れた時
- 付加保険料の納付をする(取り止める)時
- 法定免除に該当した(該当しなくなった)時
- 基礎年金番号通知書の再交付が必要となった時 など

特別障害給付金

国民年金制度では、昭和61年3月以前の厚生年金(共済年金)加入者の配偶者や平成3年3月以前の学生などは任意加入と位置付けられ、その未加入時に初診日がある場合、障害基礎年金は支給されません。

ただ、年金ではなく、福祉的措置として、上記事例に対する給付金制度が平成17年4月に創設施行されました。

手続きには、障害の等級や障害の初診日にかかる条件等が求められますので、まずはご相談ください。

国民年金基金

国民年金基金は、国民年金保険料を納めている方のために老齢基礎年金に上乗せできる公的な年金制度です。

【加入できる方】

国民年金第1号被保険者及び国民年金に任意加入されている方

ただし、次の方は加入できません。

- 国民年金保険料を免除などされている方
- 農業者年金に加入されている方

なお、国民年金基金は国民年金の付加年金を代行します。国民年金基金に加入すると国民年金の付加保険に加入することはできません。



問い合わせ・資料請求

《全国国民年金基金近畿支部》

〒541-0044

大阪府大阪市中央区伏見町3-3-8 淀屋橋 KAKENビル2階

- 加入申出及び増減口に関するご相談

フリーダイヤル ☎0120-65-4192

- お手続き等に関するご相談

ナビダイヤル ☎0570-008-002 または ☎03-6804-2202

(お客様相談センターに繋がります)



国民年金基金の5つのメリット

①65歳から生涯受取る終身年金

人生100年時代、長い老後に安心の備えとなります。

②税制上の優遇

掛金は、全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。

受け取る年金は、公的年金等控除の対象です。

遺族一時金は全額非課税です。

③年金額が確定、掛金額も一定

受け取る年金額により加入年齢に応じた掛金設定

加入時の掛金は払込期間終了まで変わりません。

④万が一の時にはご家族に一時金

万が一、早くお亡くなりになった時には、遺族一時金をお支払いします。(一部除く)

⑤自由なプラン設計

加入後、年金・掛金の額を口数単位で増減できます。



国民健康保険制度とは

国保に加入しているみなさんが、国民健康保険税を出し合い、それに国・県・市が補助金を加えて、被保険者(国保加入者)のみなさんが病気やケガをした場合の治療費の大部分をそこから支払い、一人ひとりの経済的な負担を軽くし、安心して医療を受けられる目的でつくられた大切な制度です。

【国民健康保険に加入する人(被保険者)】

職場の健康保険に加入している人などを除いて、「国保」の加入者となります。これは必ず加入しなければならない「強制加入」で、国民すべてが何かの医療保険に加入する「国民皆保険」制度です。

<国保に入るのはこんな人です>

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パート・アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 3か月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する人

<国保では世帯ごとに加入し、世帯主がまとめて加入などの届け出を行います>

加入は世帯ごとですが、世帯の一人ひとりがそれぞれ被保険者です。

【納付義務者は…】

保険税の納付義務者(保険税を納めなければならない人)は世帯主です。たとえば、世帯主が勤務先の健康保険に加入していて、国保の被保険者でない場合でも、家族の誰かが国保に加入されていれば世帯主が納付義務者となります。(擬制世帯主といいます。)ただし、保険税の算定には擬制世帯主の分は含まれません。



春の高鴨神社(鴨神)

国民健康保険の主な届け出

国保に入るとき

他市区町村から転入

職場の健康保険をやめた

職場の健康保険の扶養家族からはずれた

生活保護を受けなくなった

子どもが生まれた

国保をやめるとき

他市区町村へ転出

職場の健康保険に加入

職場の健康保険の扶養家族になった

生活保護を受けることになった

死亡した

その他

住所・世帯主・氏名の変更

修学のため、子どもが他の市区町村に住所を定めた

詳しくはお問い合わせください。

異動があったときには世帯主が14日以内に届け出てください。

【届け出が遅れると…】

- 国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると、国保の資格がないためにその間の医療費は全額自己負担となり、さらに保険税をさかのぼって(最長3年間)納めなければならなくなります。
- 国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、うっかり国保で受診してしまうことがあります。このようなときは、国保で負担した医療費をあとで返していただくことになります。

- **届け出に必要な主な持ち物** 手続きの種類により必要なものが異なります。詳しくはお問い合わせください。

本人確認書類 マイナンバーカード

委任状 資格確認書または資格情報のお知らせ 必要な証明書類 など



郵便名柄館(郵便資料館& Tegami Cafe)



国民健康保険の給付

【療養の給付】

病気やケガで病院(医療機関)にその医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国保から支払われます。

医療費の被保険者自己負担額は次のようになります。

※福祉医療制度などの助成を受けている人は、一部負担金は異なります。

(福祉医療制度については□22ページをご覧ください)

小学校就学前	2割
小学校就学後～69歳	3割
70歳～74歳の人	2割

ただし、現役世代の平均以上の所得のある人(一定以上所得者)は3割

年金・保険
医療制度



【その他の給付】

- 入院時の食事代
- 入院時の居住費
- 高額療養費
- 療養費
- 出産育児一時金
- 移送費
- 葬祭費

【交通事故で診察を受けたとき】

交通事故など第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担しますので、国保は使えません。ただし、被害者の意思により、国保による診療を受けることができます。この場合は、被害者が、届け出をしなければなりません。

● 届け出に必要なもの

- ☑第三者の行為による被害届
- ☑交通事故証明書
- ☑その他の書類
- ☑資格確認書または資格情報のお知らせ
- ☑印かん

ただし、次のような場合は、国保による診療は受けられません。

- けんかや泥酔等による傷病
- 故意による傷病
- 犯罪行為に起因する傷病 など



冬の金剛山

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は75歳以上(一定の障がいのある65歳～74歳の人で広域連合の認定を受けた人)の高齢者を対象とする医療保険制度です。

医療保険制度の運営

県内すべての市町村が加入する《奈良県後期高齢者医療広域連合》が運営の主体となります。市は保険料の徴収、各種申請や届け出の受付などの窓口業務を行います。

保険料の納め方

被保険者は、一人ひとりが負担能力に応じて公平に負担し、原則として年金から天引きされます。ただし、以下の場合などは普通徴収となります。

- 年度途中で新たに加入した方や転入した方が年金保険者の受給確認ができるまでの期間
- 年金受給金額(年額)18万円未満
- 介護保険料額と合わせた後期高齢者医療保険料額が年金額の2分の1を超える場合
- 介護保険料が年金から天引きされていない場合

【納期について】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

- 「特別徴収」とは、受給されている年金から保険料額が天引きになることです。
- 「普通徴収」とは、納入通知書の保険料額を、市役所・取扱い金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリにて納めることです。

医療給付等について

後期高齢者医療制度で医療を受ける人は、75歳の誕生日からです。一定の障がいのある65歳～74歳の方は広域連合の認定を受けた日からです。

保険事業

☐☐36ページをご確認ください。



金剛山麓から眺める大和平野

年金・保険
医療制度



福祉医療制度とは

次の福祉医療費助成制度に該当する人は、健康の保持及び福祉の増進を目的として、窓口でお支払いされた額の一部負担金を超えた額が助成されます。0歳～18歳までのお子様については、窓口でのお支払いが一部負担金までとなります。

● **一部負担金** 1医療機関ごと(※)

※同じ医療機関であっても入院・通院・歯科は別々にお支払いがあります。

通院…月500円 入院…月1,000円(ただし14日未満の入院は月500円)



令和7年8月1日からは制度改正により、18歳までのお子様は一部負担金が0円になります。

年金・保険
医療制度



制度	対象	所得制限
子ども医療	0歳～18歳までの子ども (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし
心身障害者医療	加入している保険が国保・社会保険等(後期高齢者医療保険以外)で、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を持つ人	老齢福祉年金の所得制限
ひとり親家庭等医療	母子家庭の母及び児童 父子家庭の父及び児童 父母のいない児童 (いずれも児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	児童扶養手当法施行令の所得制限
重度心身障害老人等医療	加入している保険が後期高齢者医療保険で身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を持つ人。または後期高齢者医療保険加入者でひとり親家庭等医療費の助成要件を満たす人	老齢福祉年金の所得制限



国指定史跡 金剛山

未熟児養育医療

未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する治療費を公費により負担する制度です。ただし、世帯の所得税額に応じて、入院治療費の一部は自己負担となります。

● 対象となる人

次の条件をみたし、かつ、下記の症状を有し、指定養育医療機関の医師が必要と認めた方です。

- 満1歳未満の未熟児であること
- 当該未熟児が御所市内に住所を有すること

● 対象となる症状

- 出生時体重が 2,000g以下
- 生活力が特に脆弱であって、次のいずれかの症状を示す場合

一般状態	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動不安、痙攣がある ● 運動が異常に少ない
体温	● 体温が摂氏34度以下
呼吸器・循環器系	<ul style="list-style-type: none"> ● 強度のチアノーゼが持続しているか、チアノーゼ発作を繰り返す ● 呼吸回数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、または毎分30以下 ● 出血傾向が強い
消化器系	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後24時間以上排便がない ● 生後48時間以上嘔吐が持続している ● 血性吐物、血性便がある
黄疸	● 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある

【指定養育医療機関における養育医療にかかる入院】

治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担されます。ただし、世帯の所得税額に応じて、治療費の一部は自己負担となります。

なお、保険適用とならない治療費等については公費負担の対象となりません。

【自己負担金の納入】(※)

自己負担金については、入院後、概ね3か月～4か月経過してから郵送する「納入通知書」により、最寄りの金融機関でお支払いいただくこととなります。(指定養育医療機関では自己負担金の徴収はありませんが、保険適用外の診療については実費負担となりますのでご注意ください。)

※令和7年8月1日からは福祉医療制度の改正により、自己負担金のお支払いはございません。



福祉

介護保険制度

☎介護保険課

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を納めていただき、介護が必要となったときに介護サービスを利用できる制度です。

40歳以上の方は、介護保険の加入者(被保険者)です。年齢によって、加入の仕方は2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

- 第1号被保険者 65歳以上の人
- 第2号被保険者 40歳～64歳の人

介護保険を利用できる人

【「第1号」の場合は】

介護が必要であると認定された人(介護が必要になった原因は問われません)

【「第2号」の場合は】

老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要であると認定された人(交通事故などが原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません)

<特定疾病とは>

- 関節リウマチ
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 初老期における認知症
 - 脳血管疾患
 - パーキンソン病関連疾患
- など16疾病が定められています。

福祉



春の葛城山(葛城高原自然つつじ園)

介護保険の保険料

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と公費を財源に運営しています。保険料は介護保険を支える大切な財源です。

サービスに必要な財源の半分は、みなさんが納める保険料でまかなわれています。保険料が納められないと財源が不足し、運営がむずかしくなります。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

保険者である御所市が基準額を決定し、低所得の人に過重な負担とならないように、所得や課税状況に応じて保険料が決められ、13段階に分かれています。

40歳～64歳の人(第2号被保険者)の保険料

40歳～64歳の方の保険料の額は、加入している医療保険によって決め方、納め方が違います。

- 国民健康保険の人 国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。
- 職場の健康保険の人 健康保険組合、共済組合など加入している医療保険の算定方法に基づいて決められます。

【65歳以上の人(第1号被保険者)の徴収について】

被保険者は、原則として年金から天引きされます。

ただし、以下の場合などは普通徴収となります。

- 年度途中で新たに加入した方や転入した方は、年金保険者の受給確認ができるまでの期間
- 年金受給金額(年額)18万円未満
- 所得申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になった
- 年金が一時差し止めになった

【納期について】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

- 「特別徴収」とは、受給されている年金から保険料額が天引きになることです。
- 「普通徴収」とは、納入通知書の保険料額を、市役所、取扱い金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリにて納めることです。



冬の葛城山



介護サービス利用・手続きの流れ

【申請から利用まで】

- ① **申請する**…サービスの利用を希望する人は申請が必要です。居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。
- ② **要介護認定がされます**…訪問調査結果と医師の意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(=要介護状態区分[要支援1・2、要介護1～5])が判定されます(平成29年4月1日より認定審査を通さずに簡易な問診により要支援1相当のサービスを受けることもできます)。
- ③ **認定結果の通知**…原則として申請から30日以内に、市役所から認定結果通知と結果が記載された保険証が届きます。
- ④ **介護サービス計画を作成する**…要支援1・2の人は、地域包括支援センターまたは、指定介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業者に連絡します。要介護1～5の人は、居宅介護支援事業者を選択し、居宅サービス計画の作成を依頼します。市へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画(ケアプラン)を居宅介護支援事業者に依頼します。サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。
- ⑤ **サービスを利用する**…サービス事業者に保険証を提示して、介護サービス計画に基づいたサービスを利用します。保険サービスの利用料は、原則として費用の1割です。(一定以上の所得がある人は2割または3割)サービスを利用した時には、利用状況がわかるように事業所がサービス利用票に記録をします。

福祉



無形民俗文化財 鴨都波神社のススキ提灯献灯行事

在宅福祉サービス事業

日常生活に困難をきたしている高齢者等への支援を図るため、各種在宅福祉サービスを実施しています。

- 緊急通報装置貸与事業
- 救急医療情報キット配布事業
- 「食」の自立支援事業
- 家族介護用品支給事業
- 愛の訪問活動事業
- 特殊詐欺等防止対策機器購入費助成事業
- 自動車誤発進防止装置設置費助成事業
- 難聴高齢者補聴器購入費助成事業

地域包括支援センター

要支援・要介護になるおそれのある高齢者に介護予防事業を提供したり、高齢者が地域で生活を継続するため、さまざまなサービスを利用できる事業です。

- 高齢者総合相談事業
- 成年後見制度支援事業
- 介護予防事業(いきいき百歳体操を利用した通いの場づくりを応援しています。)

敬老事業

長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的として敬老事業を実施しています。

- 長寿者慰問事業
- 米寿祝いの記念事業
- 高齢者ふれあいの集い

いずれの事業も、利用に際して要件等がありますので、詳しくは、お問い合わせください。



葛城山頂で眺める御来光



心身に障害のある人は、障害の認定を受けることにより、身体障害者・児には「身体障害者手帳」、知的障害者・児には「療育手帳」、精神障害者・児には「精神障害者保健福祉手帳」が交付され、福祉サービスを利用することができます。

手帳の交付を受けるには

【身体障害者手帳】

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこう・肝臓・免疫機能障害)の障害の種類があり、概ね1級～6級に区分されます。

指定医が作成した診断書と顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑とマイナンバーカードまたは通知書と  本人確認書類を持参し、申請します。

【療育手帳】

知的障害とは、概ね18歳までの発達遅滞による障害をいい、専門機関において知能の発達、社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、障害はA1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)に区分されます。

● 18歳未満の人

①高田子ども家庭相談センター ☎22-6079 に相談のうえ、判定を受けます。

②判定後、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑とマイナンバーカードまたは通知書と  本人確認書類を持参し、申請します。

● 18歳以上の人

①事前に福祉課で相談します。面談により本人の生育歴等を聞き取りした後、奈良県知的障害者更生相談所で判定を受けます。

②判定後、顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑とマイナンバーカードまたは通知書と  本人確認書類を持参し、申請します。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神疾患(統合失調症、うつ病等)による長期的な障害が原因で、日常生活または社会生活に支障がある人に対して、1級～3級の手帳が交付されます。精神科主治医が作成した診断書と顔写真(縦4cm×横3cm)1枚と印鑑とマイナンバーカードまたは通知書と  本人確認書類を持参し、申請します。(写真の貼付を希望されない場合は不要)

【その他】

既に手帳をお持ちの方で、住所変更により手帳の記載内容に変更があるときは、手帳と印鑑とマイナンバーカードまたは通知書と  本人確認書類を持参し、住所変更の申請をしてください。

氏名変更や手帳の紛失、破損の場合には、再度、手帳の申請をしてください。

精神障害者医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳(1・2級)をお持ちの方については医療費の一部が助成されます。

● 助成内容

1医療機関 通院 月500円、入院 月1,000円(ただし、14日未満は月500円)を超えた分を助成します。ただし、所得制限があります。



生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住むところがないなどの、日常の生活に困っている方を支援する制度です。市の相談窓口では、お一人おひとりの状況に合わせた支援のプランを一緒にお作りします。支援員が相談者と一緒になって、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

支援内容

自立相談支援:どのような支援が必要なのかなどを相談者の方と支援員と一緒に考え、具体的支援のプランを作り、相談者の方の自立に向けた支援(サポート)を行います。

就労準備支援:「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が難しい方に対して、6か月から1年間を期間とした支援(サポート)プログラムを相談者の方と支援員と一緒に作り、そのプログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を作り上げながら、就労に向けた支援(サポート)や就労機会の提供を行います。

家計改善支援:家計の状況を「見える化」し、その方(世帯)が、家計の立て直しなどの課題を把握、管理できるよう相談者の方と支援員と一緒に考えます。

住居確保給付金: ●家賃の補助 離職等により収入が減少するなど、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職活動などを要件として「家賃額の補助」を行います。

●転居費用の補助 収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善により改善が認められることを要件として「転居費用の一部補助」を行います。

生活保護

病気などで生活に困ったとき、ほかに活用できる制度や資産・能力・援助がない場合は、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的として、国で決められた基準にもとづいて、生活費や医療費などの援助を受けることができます。手続きは、本人のほか同居の家族または扶養義務者が申請してください。

民生・児童委員、主任児童委員

みなさんがお住まいの地域では、民生・児童委員、主任児童委員が地域福祉の担い手として、住民の立場で活動しています。地域や住民の問題を関係行政などにつなげるだけにとどまらず、人々が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、支援を行っています。

「老人福祉」「障害者福祉」「児童福祉」「母子父子寡婦福祉」などの社会福祉や日常生活に関する相談や問い合わせがあれば、地域の民生・児童委員にお気軽にご連絡ください。

また、主任児童委員は、地域の「児童福祉」に関する事項を専門的に担当する児童委員としてご活躍いただいています。



旧軍人などやその遺族の方へ

恩給や援護法による年金などは、国の事務となっています。市役所でも一部の関連した業務(特別弔慰金、特別給付金等)を行っています。

● 恩給の種類(恩給法)

《総務省政策統括官》 ☎03-5273-1400

- 普通恩給・一時恩給・一時金
- 増加恩給
- 傷病恩給
- 扶助料

● 援護の種類(戦傷病者戦没者遺族等援護法)

《厚生労働省社会・援護局 援護・業務課》 ☎03-5253-1111

- 障害年金と障害一時金
- 遺族年金と遺族給与金
- 弔慰金

福祉



秋の葛城山

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として、住民をはじめさまざまな立場の方々が参画する民間の非営利組織です。誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるように地域福祉の向上に努めています。

日常生活自立支援事業(奈良県社会福祉協議会委託事業)

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の援助を行っています。

生活福祉資金の貸付事務(奈良県社会福祉協議会委託事業)

低所得者・高齢者などに対して、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などの貸付を行っています。

赤い羽根共同募金

毎年10月1日から翌年3月31日まで「赤い羽根共同募金」運動を実施しています。皆様からお寄せいただいた募金は、御所のまちのため、地域福祉充実のために役立てられています。

善意銀行

市民や団体の皆様からの善意の金品の預託を受け、さまざまな福祉事業に活用しています。

ボランティアセンター

ボランティアに関心のある方々に対し、相談や情報提供を行い、地域におけるボランティア活動の推進をしています。また、コミュニティサロン「てとと」ならびに「誰かと話したい」、「のんびりしたい」人のための誰でも気軽にふらっと立ち寄れる“みんなのほっとスペース”「い～ばしょ」をボランティアとともに運営しています。

心配ごと相談 (赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金助成事業)

日常生活のあらゆる心配ごとについて、経験豊かな相談員が相談に応じ、適切な助言を行っています。

(開催日時:毎月第2・第4火曜日 13時～15時)

親子療育教室 きらっこひろば (赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金助成事業)

心身の発達などに不安があり、支援が必要な子どもとその保護者の方の交流の場です。親子で一緒に楽しみながら、お子さんの心身の発達の可能性を高めていきます。(参加にあたり、手帳の所持の有無は問いません。)

住民参加型在宅サービス事業—たすけ愛隊—

誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して生活が送れるように、高齢者、障がい者、子育て世帯等で出産前後の方などの援助を必要とする方に対し、有償ボランティアを派遣します(利用料:30分ごとに500円、最大4時間まで)。この活動を通じて『支えあいの福祉のまちづくり』を目指します。

食のほっと便

「NPO 法人フードバンク奈良」「認定 NPO 法人おてらおやつクラブ」などの団体・企業や市民の皆様から提供いただいた食材を、窓口にご相談に来られた方へお渡ししています。



車いすの貸出

通院や外出などで一時的に車いすが必要となった方に無料で貸出を行っています。1回につき1週間程度貸出可能です。

障害者(児)一般相談支援事業

身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

収集ボランティア

ペットボトルキャップ(エコキャップ)	<ul style="list-style-type: none">●飲み物のキャップのみを回収しています。分別時の作業がスムーズに進むように、きれいに洗ってからお持ちください。●集まったエコキャップは、ボランティアによって分別され、回収・運搬業者を通じて、NPO 法人エコキャップ推進協会へ寄付しています。
プルタブ(アルミ製のみ)	<ul style="list-style-type: none">●集まったプルタブは、一般社団法人環公害防止連絡協議会へ送付します。プルタブ800kgで車いす1台となります。●切手を無理にはがさずに、切手の周りに5ミリほどの余裕を持って、なるべく消印が入るように切り取ってください。外国切手もOK です。集まった切手は、奈良県ユニセフ協会を通じて世界の子どもたちの支援に活用されます。
使用済み切手	

※いずれも社会福祉協議会窓口までお持ちください。



6分間の空中散歩(葛城山ロープウェイ)



休日応急診療所

健康推進課

休日応急診療所での診療

市民のみなさんが、休日に急病になられたときのために診療を行っています。

診療日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
診療科目	●内科 ●小児科 ※担当医の専門性や患者さんの状態により診療できない場合があります。 必ず受診前にお電話でお問い合わせください。
受付時間	9時30分～11時30分、13時～15時30分
場所	御所市774番地の1 御所市いきいきライフセンター内 御所市休日応急診療所
電話番号	☎65-1416 (診療日のみ)

健康

！ 注意事項 ！

- 休日に生じた急病人の応急診療を目的としており、重症患者の治療は設備の都合上できません。
- 往診はできません。
- 診療費のお支払いは現金に限ります。

● 持ちもの

下記のうちお持ちのものを必ず持参

☑ 次の①、②のいずれか

- ① 「マイナ保険証」をお持ちの人 マイナ保険証、資格情報のお知らせ
- ② 「マイナ保険証」をお持ちでない人 保険証・後期高齢者医療証・高齢受給者証・資格確認書

☑ 福祉医療の医療費受給資格証(「子ども」「心身障害者」「ひとり親家庭等」)など

※上記をお持ちでない場合は全額自費となり、後日返金手続きが必要です。



奈良県指定無形民俗文化財 茅原の大トンド



おとなの予防接種

健康推進課

乳幼児から中高生の予防接種については38ページをご確認ください。

行事	対象	接種方法	場所
成人	高齢者インフルエンザ	個別接種	県内指定医療機関 (要予約)
	高齢者新型コロナウイルス予防接種		
	高齢者の肺炎球菌感染症		
	帯状疱疹ワクチン		
	風しんの第5期	取扱医療機関	

健(検)診・健康相談ほか

健康推進課



集団がん検診	胃がん(X線検診)、肺がん・結核、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診 (検診車による集団検診)
個別がん検診	胃がん(X線検診、内視鏡検診)、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診 (指定医療機関での個別検診)
肝炎ウイルス検査	今年度中に40歳以上になる人で、肝炎ウイルス検査を受けたことのない人
骨粗しょう症検診	今年度中に40歳以上になる人(40・45・50・55・60・65・70歳の節目優先) (予約制)
歯周疾患検診	今年度中に20・30・40・50・60・70歳になる人 (市内指定医療機関での個別検診)
健康診査	今年度中に40歳以上になる人で、生活保護世帯の人 (市内指定医療機関での個別検診)
健康相談	40歳以上の人で、食事・運動等について聞きたいことがある人 (予約制)
健康手帳の交付	40歳以上の人に健(検)診結果などを記入できる手帳を随時交付

乳幼児健康診査

37ページをご確認ください。

特定健診・特定保健指導

生活習慣病の根源となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とその予備群の人を早期に発見するための健診です。

また、特定健診・特定保健指導の取り組みにより医療費の削減につなげていきます。

健診等受診対象者

国民健康保険にご加入の人(4月1日～翌年3月末の年度内に、下記の年齢に到達される人)

健診を受診できない人

- 国民健康保険に加入していない人
(国民健康保険から他の保険に加入された時点から受診できません。加入先の健康保険で受診してください。)
 - 妊産婦
 - 6か月以上継続して入院している人
 - 施設に入所している人
- ※御所市の人間ドックの受診を希望される人は「特定健診」と重ねて受診できません。

特定健康診査の項目

問診、診察、身体計測、血圧測定、尿検査(尿糖、尿たんぱく)、心電図検査、血液検査(脂質検査、血糖検査、肝機能検査、貧血検査、腎機能検査、痛風検査)、眼底検査(※医師の判断に基づき実施)

健診等の流れ

個別健診	年齢	40歳～74歳
	実施時期	6月2日～12月末日まで 県内の特定健診実施医療機関にて受診 市外の実施機関は、健康推進課にお問い合わせください。(市ホームページにも掲載)
	申込み	特定健診実施医療機関に申込み
集団健診	年齢	30歳～74歳
	実施日	広報紙「広報御所」にてお知らせします。
	申込み	健康推進課または御所市 LINE から申込み
受診方法	「特定健康診査受診券(40歳～74歳)」、「マイナ保険証」または「資格確認書」、「質問票」を受付に必ずご提示ください。	
健診料	無料	
保健指導	特定健診の結果から特定保健指導対象者を決定	

特定保健指導

特定健診の結果からメタボリックシンドロームまたは予備群と判定された人は、放置しておく和生活習慣病が進行していく可能性があります。健診の判定の段階に合わせて、生活習慣改善にむけてサポートさせていただきます。



後期高齢者医療 健康診査

☎️保険課

糖尿病などの生活習慣病を早期発見し、必要に応じて治療を受けていただくために実施します。

● 健診等受診対象者 後期高齢者医療被保険者

後期高齢者医療健康診査の項目

国民健康保険が実施している「特定健康診査」と同じ項目です。(前ページ参照)

健診等の流れ

後期高齢者医療

個別 検診	年齢	75歳以上(65歳以上で一定の障がいのある方)
	実施時期	6月1日~12月末まで 県内の健康診査実施医療機関にて受診 医療機関は国保の特定健診実施機関と同じ
申込み		健康診査実施医療機関に申し込み
受診方法		「保険証または資格確認書」と「(健康診査)受診券」と「健康診査質問票」(事前に記入)を、健診機関の受付に必ずご提示ください。
健診料		無料
保健指導		健康相談・健康教育を実施(希望者は、健康推進課にお問い合わせください。)

健康



不妊治療の費用助成

☎️健康推進課

一般不妊治療・生殖補助医療(男性不妊治療を含む)・先進医療の一部にかかった費用を助成しています。

※夫婦1組(事実婚含む)に対し、1年度につき自己負担額のうち上限10万円

助成対象者、対象となる治療など、条件があります。

詳しくはホームページでご確認いただくか、健康推進課にお問い合わせください。

健康教室・講座ほか

☎️健康推進課

健康教室・講座の実施

各種健康教室・講座を年間通じて実施しています。

その他

健康づくり推進員養成講座を開催し、地域における健康づくりの担い手の育成に努めています。

また、健康づくり推進員 OB 会活動や生活習慣病予防教室の OB 会活動など、ボランティアグループの育成・支援を行っています。

子育て・教育

妊娠・出産

健康推進課

母子健康手帳交付、各種(妊婦・産婦・1か月児)健康診査・新生児聴覚検査補助について

本人確認書類をお持ちの上、いきいきライフセンターへお越しください。

※転入前の各種(妊婦・産婦・1か月児)健康診査・新生児聴覚検査補助券は使用できません。転入後も妊婦健診を受診される人は、お手持ちの補助券、本人確認書類、母子健康手帳をお持ちの上、いきいきライフセンター(63ページをご確認ください)へお越しください。

ご出産された人へ

子育てに役立つ素敵なプレゼントをご用意しています。
生後60日以内にいきいきライフセンターで手続きしてください。

妊娠・出産について

詳しくは市ホームページ、または「年間行事予定表」をご覧ください。
「年間行事予定表」はいきいきライフセンターにて配布しております。



乳幼児健診・各種教室

健康推進課

4か月児健康診査	個人通知あり
7か月・10か月児乳児相談	個人通知あり
1歳6か月児健康診査	個人通知あり
2歳児歯科健康診査	個人通知あり
3歳6か月児健康診査	個人通知あり
5歳児健康診査	個人通知あり
すくすく相談	予約制
新生児・こんにちは赤ちゃん事業訪問	2か月頃までの乳児 全戸訪問
タッチング Baby Class(ベビーマッサージ教室)	予約制 ※生後6か月頃までの乳児
Hello ベビー教室(母親教室)	予約制 ※プレゼントあり
パパママ教室	予約制 ※プレゼントあり
きらきらママサロン(妊産婦サロン)	予約制 ※妊婦と産後1年未満の産婦 (子ども同伴の場合は、生後6か月まで)
ママ's キッチン(離乳食教室)	予約制 ※プレゼントあり
妊婦訪問	妊娠中期から後期 ※プレゼントあり



予防接種

健康推進課

乳幼児の予防接種は個人通知いたしません。

予防接種がお済みでない場合は、母子健康手帳をご持参の上、いきいきライフセンターまでお越しください。

予防接種の種類		対象年齢	接種方法	場所
乳幼児	4種混合	生後2か月～7歳6か月未満	個別接種	県内指定医療機関 (要予約)
	5種混合	生後2か月～7歳6か月未満		
	BCG	12か月未満		
	B型肝炎	生後2か月～1歳未満		
	ロタ1価	生後6週～24週		
	ロタ5価	生後6週～32週		
	ヒブ	生後2か月～5歳未満		
	小児の肺炎球菌感染症			
	水痘	1歳～3歳未満		
	MR (麻しん・風しん)	第1期		
第2期		幼稚園・保育所等の年長児		
小学生・ 中学生	日本脳炎	第1期	3歳～7歳6か月未満	
		第2期	9歳～13歳未満	
	特例措置	積極的勧奨の差し控えにより、接種回数が不足している人 対象年齢や回数についてはお問い合わせください。		
	2種混合	11歳～13歳未満		
	子宮頸がん	小学6年生～高校1年生相当の女子		
成人	子宮頸がん キャッチアップ接種	平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女子のうち、令和4年4月～令和7年3月末に子宮頸がん予防(HPV)ワクチンを1回以上接種している人 (接種期間:令和8年3月31日まで)		



子育て支援

子育て推進課

地域子育て支援センター

核家族の進行・出生率の低下などに対応して、子育てに対する身体的・心理的負担軽減のため、専任の指導者による子育て相談を行っています。また、ご相談に応じ、一時預かりも実施しています。

- **相談内容** 電話・面談相談・育児情報提供
- **場所** 恵愛保育所 ☎66-0022 もしくは ☎66-2233
- **日時** 随時
- **費用** 無料

防災交流館 子育て支援室「にじいろ広場」

0歳から6歳(小学校入学まで)のお子様と保護者が一緒に遊びながら、子育てに関する相談や交流、情報収集などができる施設です。

- **場所** 御所市三室111番地の1 御所市防災交流館 Mimoro 2階 ☎62-1110(代表)
- **日時** 防災交流館開館日の9時～11時30分、13時～16時
- **費用** 無料

チャイルドシート等購入費補助金

子育て支援の一環としてチャイルドシート・ジュニアシートなど道路交通法に規定する幼児用補助装置の購入額の2分の1相当額(限度額15,000円)を補助します。

- **支給対象者** 市内に居住し、6歳未満のお子さんを養育している市税及び公課の滞納がない保護者
- **支給する補助金の額** 対象のお子さん1人につき1回限り、購入したチャイルドシート等の2分の1相当額(1,000円未満切り捨て)
●限度額 15,000円
- **申請方法** 「申請用紙」(ホームページからダウンロード可)にご記入及び押印のうえ、購入したことを証明する領収書等を添えて子育て推進課へ。
- **申請期限** 購入日の翌日から1年以内。申請日がこの日を過ぎますと、支給できませんのでご注意ください。

紙おむつ処理用ごみ袋無料支給

子育て支援の一環として、「紙おむつ処理用ごみ袋」を無料で支給します。

- **支給対象者** 市内に居住し、2歳未満のお子さんを養育している保護者
- **支給するごみ袋及び枚数** 対象のお子さん1人につき1回限り「御所市指定ごみ袋中(30リットル相当)」を下記表のとりの枚数を申請された窓口で支給します。

申請時の年齢	枚数
御所市に出生届を提出した場合	200枚
転入時、0か月 ～ 6か月未満	160枚
// 6か月 ～ 1歳未満	120枚
// 1歳 ～ 1歳6か月未満	80枚
// 1歳6か月 ～ 2歳未満	40枚

- **申請方法** 「紙おむつ処理用ごみ袋支給申請書」にご記入及び押印のうえ、御所市1-3 御所市役所 市民課、または、御所市774-1 御所市いきいきライフセンター内 子育て推進課まで提出してください。
- **申請期限** お子さんの誕生日または、転入した日から3か月以内です。申請が無いと支給できませんので、必ず申請をしてください。また、申請日がこの日を過ぎますと、支給できませんのでご注意ください。



児童手当

市内に在住している高校生年代までの児童を養育している人に支給されます。

手当は、申請月の翌月分からの支給となります。誕生日や転入日が月末等になる場合は、その日から15日以内の申請が必要です。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください(公務員は職場で支給)。

● 手当額

令和6年10月分から所得制限が撤廃されました。

3歳未満(第1子、第2子) 月額 15,000 円

3歳～高校生年代(第1子、第2子) 月額 10,000 円

第3子以降 ※ 月額 30,000 円(一律)

※「第3子以降」とは22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。

児童扶養手当

父(母)のいない児童または父(母)が重度の障害の状態にある場合、18歳に達する日以降最初の3月31日まで(心身に一定の障害がある場合は20歳まで)の児童を監護している母(父)または母(父)に代わってその児童を養育している人に支給されます。

ただし、公的年金受給者(老齢福祉年金を除く)は、一部支給または全額支給停止になります。

※所得制限があります。

手当は、申請月の翌月分からの支給となります。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

子育て
教育



特別児童扶養手当

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。※所得制限があります。

手当は、申請月の翌月分からの支給となります。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

保育所(園)・幼稚園

保育所

保護者等が労働・疾病などで児童の保育を必要とする場合、保育所へ入所できます。

☐69ページの一覧をご覧ください。

一時預かり事業

保護者の労働や傷病・入院・看護・介護・育児疲れ等のため保育が緊急・断続・一時的に困難となった場合、児童を幼児園で預かります。

- **事業実施保育所** 御所幼児園・秋津幼児園
- **対象児童** 各園でご確認ください。
御所幼児園 ☎62-2322
秋津幼児園 ☎62-4331

幼児園・保育所園庭開放

就学前の児童を対象に、遊びを通して健全な心身の育成を図り、参加者間での情報交換、ならびに相談、助言といった子育て支援を行っています。

- **場所** 各幼児園・保育所
- **日時** 開催日は各園・所でご確認ください。

市立幼稚園への入園

入園できるのは、2年保育の場合は4歳児、1年保育の場合は5歳児です。

相談など

☎子育て推進課

家庭児童相談

- **相談事項** ●家庭における児童の養育に関すること
●児童に係る家庭の人間関係に関すること
- **場所** こども家庭センター ☎62-4512
御所市774-1 いきいきライフセンター内
- **日時** 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分
- **費用** 無料

母(父)子・寡婦生活相談

母(父)子・寡婦の生活相談や子どもの養育など、母(父)子・寡婦家庭のあらゆる相談に家庭相談員が応じます。

- **場所** こども家庭センター ☎62-4512
御所市774-1 いきいきライフセンター内
- **日時** 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分
- **費用** 無料



放課後児童健全育成

子育て推進課

保護者等の労働や疾病等の理由により、昼間、保護者のいない家庭の児童に対し、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

名称(場所)	所在地	定員
御所学童保育所	610	130
掖上学童保育所	東寺田55	40
秋津学童保育所	池之内459-3	40
葛学童保育所	樋野226-1	40
葛城学童保育所	林329	40
大正学童保育所	櫛羅2198	80
名柄学童保育所	名柄203-2	25

学校教育

学校教育課

市立学校(園)一覧

69ページの一覧をご覧ください。

市立学校への就学・転学など

【就学前の健康診断】

翌年4月に小学校に入学する幼児を対象に、就学前の健康診断を実施しています。対象者には通知書を郵送します。

【市立小・中学校への入学】

保護者に就学(入学)通知を郵送します。

【市外からの転入学】

市民課で転入手続きをした後、転入学通知書を受領し、学校教育課へ提出してください。

【市外への転学】

市民課で転出手続きをした後、転出学通知書を受領し、学校教育課へ提出してください。

【市内で転居して学校が変わるとき】

市民課で転居手続きをした後、転出学通知書と転入学通知書を受領し、学校教育課へ提出してください。

【保護者・氏名等に変更があったとき、校区内で転居(住所変更)したとき】

市民課で手続きをした後、異動通知書を受領し、学校教育課で変更手続きをしてください。

子育て
教育



高等学校等入学支度金給付制度

●学校教育課

高等学校等入学支度金給付制度は、憲法に保障する教育の機会均等に基づき、勉学の意欲がありながら経済的な理由で修学が困難な生徒の高等学校・高等専門学校・中等教育学校(後期課程)、特別支援学校の高等部または専修学校(高等課程)(以下『高等学校等』という)への進学を容易にすることを目的として、支度金を給付します。

対象

御所市高等学校等入学支度金は、御所市に在住する人で、新規に高等学校等に入学し、次のいずれかの要件に該当する人に対して給付します。

- 奈良県高等学校等奨学金「修学支援奨学金」の貸与を受けている人
- 奈良県高等学校等奨学金「育成奨学金」の貸与を受けている人
- 奈良県生活福祉資金「教育支援資金」の貸与を受けている人
- 奈良県母子・父子及び寡婦福祉資金「修学資金」の貸与を受けている人

給付額

国公立の高等学校等	60,000 円
私立の高等学校等	120,000 円

申請の手続き及び給付ほか詳しくは、お問い合わせください。

ふるさと創生奨学金(旧・坂本奨学金) 給付制度

●学校教育課

令和6年度で基金終了となった坂本奨学金ですが、坂本清信氏(故人)の「勉学の意欲がありながら経済的理由で修学が困難な生徒の進路保障に役立ててほしい」との意思を受け継ぎ、令和7年4月より御所市において新たに「ふるさと創生奨学金」と名称を変更して給付するものです。

対象

高等学校や高等専門学校、短大、4年制大学などへの進学が経済的な理由で困難な生徒(市・県民税非課税世帯)
※他の組織からの学資の貸与・奨学金などを受けている人は受給できません。

給付額

高等学校など	月額	15,000 円
大学、短期大学など	月額	20,000 円

※半期ずつの給付になります。

申請の手続き及び給付ほか詳しくは、お問い合わせください。



市営・県営住宅

【市営住宅の入居者募集について】

市営住宅の入居募集を実施する際は、広報紙(広報御所)、市ホームページにてお知らせしますのでご留意願います(定期募集はありません)。

【県営住宅の入居者募集について】

県営住宅の空家募集は、2・5・8・11月に定期的に行われ、各募集月の1日から申込用紙が配布されます(住宅課にも備え付けています)。

住宅取得補助事業

申請日から2年までの間に新築または購入により住宅を取得していること、当該住宅が登記済みであること、夫または妻のいずれかが45歳以下の世帯であること、住民基本台帳に当該住宅を住所として3か月以上経過していること等の条件を満たした申請者に50万円の補助があります。詳細は住宅課までご確認ください。

新婚世帯家賃補助事業

民間賃貸住宅に住む新婚世帯(婚姻2年以内)へ家賃補助を行っています。「賃貸契約者が夫婦のどちらかである」「契約した住宅に住民登録を済ませている」「実質の家賃負担が40,000円以上」等の交付条件を満たせば、月額10,000円を半年ごと、最長60か月にわたり交付します。詳細は住宅課までご確認ください。

多世代同居補助事業

御所市在住でいずれかが50歳以下の夫婦またはその親等が、夫婦世帯と親等との同居のために御所市内で住宅のリフォーム工事を施行する場合、費用の2分の1相当額(最大50万円)の補助があります。この補助は工事前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。詳細は住宅課までご確認ください。

耐震診断事業

昭和56年5月31日以前に着工された、床面積概ね250㎡(店舗等を兼ねる場合は店舗部分が2分の1未満)の在来軸組工法、かつ地上2階建以下の木造住宅について、一般診断法に基づいた目視による調査での耐震診断を受診される方を募集しています。調査費用は市で負担いたしますので、無料となります。募集件数に限りがありますので、まずは営繕課までご連絡ください。

耐震改修事業

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建の木造住宅・長屋及び共同住宅(店舗等を兼ねる場合は店舗部分が2分の1未満)について、構造評点1.0未満を1.0以上または0.7未満を0.7以上の数値にする耐震改修工事に対して、工事にかかる費用の5分の4または100万円のいずれか低い額の補助があります。募集件数に限りがありますので、まずは営繕課までご連絡ください。



ごみの分別収集

環境業務課

ごみの種類と正しい出し方(分別収集)に従い、収集日の午前8時30分までに決められた場所へ出してください。
前日には出さないでください。

分別	主なもの	収集区分	
燃えるごみ	台所ごみ(調理くず・残飯・茶かす その他) 紙くず(ちり紙・油紙・紙コップ・書類) プラスチック類(60cm以内の指定ごみ袋に入るもの) 布類(衣類等)、皮革類(くつ・かばん)等 ※金属やガラスなどの不燃ごみは入れないでください。 ※指定ごみ袋による有料制を実施しています。	可燃ごみの日	
不燃ごみ	カン ペットボトル 缶類(アルミ缶・スチール缶・スプレー缶) ※スプレー缶は穴を開けて排出するなどして中身を空にしたものに限る。 ペットボトル(透明色のものに限る)	カン・ペットボトルの日	
	金属 小型廃家電 金属類(なべ・やかん・傘・スプーン・フォーク等) 小型廃家電(ポット・オーブントースター・ドライヤー・DVD デッキ・ ホットプレート等)	金属・小型廃家電の日	
	陶器 ガラス 陶器類(茶碗・植木鉢・壺などのせともの) ガラス(板ガラス・鏡等)	陶器・ガラスの日	
	びん	びん類(透明びん・茶色びん・その他の色のびん)	びんの日
	有害ごみ	有害ごみ (電池・蛍光灯・使い捨てライター・水銀体温計・中身の入ったスプレー缶) ※使い切ったもしくは中身を抜いたスプレー缶はカン・ペットボトルの収集日に出してください。	有害ごみの日
紙類	段ボール・雑誌・新聞	地元の集団回収の日 (居所に集団回収がない場合は、リクエスト回収を行っています)	
粗大ごみ	生ごみ及び御所市で処理できないものを除くごみ	リクエスト収集	



指定ごみ袋

環境政策課

ごみの減量化・公平なごみ処理費用の負担等を目的に、家庭より排出されるごみ(燃えるごみ)の収集を有料制としています。排出にあたっては、必ず「御所市指定ごみ袋」を使用してください。指定ごみ袋以外では収集できません。

	種類	容量	区分
御所市指定ごみ袋の料金	大	45ℓ	450円(税込)(10枚入り)
	中	30ℓ	300円(税込)(10枚入り)
	小	20ℓ	200円(税込)(10枚入り)

指定ごみ袋は、「御所市指定ごみ袋」取扱店表示のある小売店で購入できます。

市で収集できないごみ

環境業務課

区分	主なもの	処理方法
爆発性、引火性のあるもの	プロパンガスなどのガスボンベ類・ガソリン・灯油・シンナー・ペンキ缶類 等	販売店等へ依頼してください。
危険性のあるもの	農薬・殺虫剤などの薬品類・消火器 等	販売店等へ依頼してください。
処理困難物	農機具類・自動車部品・バッテリー・太陽光パネル・温水器・ドラム缶・ピアノ 等	販売店等へ依頼してください。
	建築廃材など産業廃棄物にあたるもの	限定されていますので必ずクリーンセンターへお問い合わせください。(P68ページをご確認ください)
事業系のごみ	事業所等から出るごみ	自らクリーンセンターへ持ち込む(申請が必要ですが)、収集運搬許可業者へ依頼してください。
家庭から出る一時多量ごみ	引越しごみ・片付けごみ	自らクリーンセンターへ持ち込むか、許可業者へ依頼してください。 ※いずれにしても事前にクリーンセンターへお問い合わせください。(P68ページをご確認ください)
特定廃家電	テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機	郵便局でリサイクル券を購入してください。自ら指定引取場所(佐川急便・家電量販店)へ搬入するか、もしくは運搬を依頼(許可業者・家電量販店・御所市)してください。
家庭系パソコン	デスクトップパソコン・ノートパソコン・CRT ディスプレイ・液晶ディスプレイ 等	メーカー等に依頼するか、リネットジャパンリサイクル(株)の宅配便回収サービスを利用してください。
二輪車 (50cc原付バイク含む)	50cc原付バイク・二輪車(単車)	販売店等へ依頼してください。

環境生活



事業系のごみ・家庭の一時多量ごみをクリーンセンターへ持ち込む場合

環境業務課

ごみの重量に応じ、以下の料金(処理手数料)が必要となります。

種別		料金	搬入時間
家庭系一般廃棄物		100円/10kg	土・日曜日を除く 8時30分～15時(12時～13時を除く) なお、年末年始は変更となる場合があります。
事業系 一般廃棄物	同一事業者につき1日の搬入量が 300kg以下の部分	150円/10kg	
	同一事業者につき1日の搬入量が 300kgを超える部分	180円/10kg	

資源ごみの集団回収への助成金

環境政策課

ごみの減量と資源の再利用を図るため、自治会・子ども会・PTA 等が行う資源ごみの集団回収に対し、助成金を交付しています。

- **助成金対象品目** 新聞・雑誌・ダンボール・古布・牛乳パック
- **助成金額** 6円/kg

家庭用生ごみ処理容器等への補助金

環境政策課

家庭内で生ごみの減量を図れるように、生ごみ処理容器等を設置する人に対し、補助金を交付します。

- **補助金対象品目** 電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器(コンポスト、EM ボカシ)
- **補助金額** 購入金額の2分の1(100円未満端数切捨)。ただし、電気式生ごみ処理機については、30,000円、生ごみ処理容器については3,000円が限度です。

※購入後2か月以内に申請してください。

※予算額に達し次第、受付終了となります。



桜名所の一つ 柳田川



水道の使用について

- 水道の使用を始めるとき・止めるときは、事前に奈良県広域水道企業団 御所事務所 お客様センターへ開栓・閉栓の連絡をお願いします。平日8時30分～17時15分にご連絡ください。
- 水道料金は、隔月検針、隔月請求(2か月毎に検針及び請求)となります。(大型メーターを除く。大型の場合、毎月検針、毎月請求。)
- 検針月及び請求月は地区により異なります。
- 料金の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。
- 水道の使用者または所有者がかわった時はご連絡ください。

支払い方法

支払い方法		取扱
口座振替	金融機関	南都銀行・奈良県農業協同組合・みずほ銀行・三菱 UFJ 銀行・三井住友銀行・りそな銀行・三十三銀行・京都銀行・紀陽銀行・あいち銀行・近畿労働金庫・奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫・大阪シティ信用金庫・ゆうちょ銀行
納付書による支払い	金融機関	南都銀行・奈良県農業協同組合・三十三銀行・京都銀行・紀陽銀行・近畿労働金庫・奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫・ゆうちょ銀行(近畿2府4県)
	コンビニエンスストア	セブン-イレブン・ローソン・ローソンストア100・ファミリーマート・ミニストップ・デイリーヤマザキ・ヤマザキデイリーストア・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ニューヤマザキデイリーストア・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト・セイコーマート・ハマナスクラブ・ハセガワストア・タイエー・MMK 設置店
	スマートフォン決済	PayB・PayPay 請求書払い・au Pay(請求書支払い)・d払い 請求書払い・楽天ペイ 請求書払い・楽天銀行コンビニ支払サービス



問い合わせ

《奈良県広域水道企業団 御所事務所》

☎ 62-1591



春花香る船宿寺(五百家)

公共下水道の利用について

下水道が整備されている区域では、道路に“ごせしおすい”と表示されたマンホール蓋があります。住まいの場所に下水道が供用開始されているかは都市整備課へお問い合わせください。下水道を利用するためには、宅内の工事及び排水設備等計画確認申請書など各種届け出が必要です。

下水道の排水分担金制度

排水分担金は、公共下水道管整備工事の費用の一部にあてるためにみなさんに一回限り負担していただくものです。排水分担金の金額は7万円です。それぞれ宅内の排水設備を公共下水道に接続するとき(排水設備の確認申請書提出時)に納めていただきます。

水洗トイレへの改造

お住まいの地域で下水道の工事が完了し、汚水の処理ができるようになると、できる限り早く宅内に排水設備を設けて、下水道に接続しなければなりません。



市が設置した「公共ます」までの宅内の排水設備工事は、個人の費用で行っていただきます。

【宅内の排水設備工事とは】

- 汲み取りトイレを水洗トイレに改造する工事
- し尿浄化槽・合併浄化槽を取り壊す工事
- 汚水、生活雑排水を公共ますに流すための宅内排水工事
(下水道に雨水を流すことはできません。宅内排水管は、汚水管と雨水管を別々にしてください。)

！ 注意事項 ！

- 台所、浴室、洗面所、洗濯場などの汚水は6か月以内に排水設備の工事を行ってください。
- 汲み取りトイレの場合は、3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。
- 水洗化工事(排水設備工事)は、御所市指定の排水設備工事業者でないとできないと条例で定められていますので、必ず御所市指定の排水設備指定工事店へ依頼してください(排水設備指定工事店については、都市整備課へお問い合わせください。また、御所市のホームページ【<https://www.city.gose.nara.jp/>】にも掲載しています)。
- 宅内の工事が完了したときは、指定工事店を通じて「排水設備等工事完了届」「公共下水道使用開始届」を提出してください。工事の完了検査の日程をお知らせしますので、検査日には立ち合いをお願いします。

水洗化工事に対する貸し付け

公共下水道が使える区域で、汲み取りトイレやし尿浄化槽を水洗トイレに改造する人に、工事費の貸し付けを行っています。

【貸付金額など】

60万円以内で無利息、60か月以内の均等償還です。

【貸付条件】

処理区域内に建物があり、市税を滞納していないこと。市内居住の連帯保証人が1人必要です。



下水道使用料について

公共下水道施設の維持管理にかかる費用の一部に下水道使用料があてられています。

水道水のみを使用している場合は、その使用量を汚水排水量とみなして算定します。井戸水を使用している場合は別に算定します。井戸水を使用している場合も使用料を納めていただきます。

使用料は、水道料金と同時に納めていただきます。

お支払いは、便利な口座振替制度(水道料金と下水道使用料を合わせて納付となります)をご利用ください。井戸水使用の人は、転居・人数などの変更があった場合はご連絡ください。



お知らせとお願い

- 道路でのマンホールの段差などを発見したときは、都市整備課までお知らせください。
- てんぷら油や野菜くずなどを流さないでください。石けんと油が化合して固まり、排水管内でつまったり、処理場の機能が低下します。
- 水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないでください。
水に溶けない紙や生理用品、タバコやガムなどを流すとつまりの原因になります。
- 宅地内で排水管や水洗トイレがつまるなど、故障の場合は御所市排水設備工事指定店にご相談ください。



秋の葛城一言主神社（森脇）



し尿くみ取り

市の許可を受けた下記の業者が行っています。し尿のくみ取りは、許可業者《(有)環境処理センター》☎62-1919 に直接依頼してください。

浄化槽の設置・廃止等

浄化槽は正しく維持管理しないと、悪臭や河川・海を汚す原因となります。適正な管理を行い、河川や海の水をきれいにしましょう。

【浄化槽の設置・廃止・休止等】

浄化槽を設置するとき、使用しなくなったときなどは、《奈良県景観・環境総合センター》[住所:桜井市粟殿1000/☎0744-43-3414]へ届け出してください。

【浄化槽設置整備事業補助金交付制度について】

住宅の新築や建て替えなど、浄化槽を新たに設置する際に、以下の条件を満たす場合に補助金を交付します。

1. 下水道事業計画区域を除く市内全域

(ただし、下水道の整備が遅くなる区域については、下水道事業計画区域内でも認められる場合がありますので、お問い合わせください。)

2. 設置する建物が、一般家庭用住宅であること

(すでに合併浄化槽が設置されている建物及び建売目的や賃貸目的の建物は、該当しません。)

3. 毎年1月末日までに、実績報告及び現場検査等が適法に完了すること

(補助金交付決定以前に浄化槽設置工事に着手した場合は、補助を行うことはできません。)

工事に着手する2週間以上前に申請手続きを済ませてください。)

4. 市税等を滞納していないこと

● 補助金額

最大 5人槽332,000円・7人槽414,000円・10人槽548,000円

※予算額に達し次第、受付終了となります。



補助を受けられるかどうかに関わらず、下記の浄化槽管理者(清掃・保守点検・法定検査)の義務は必ず守ってください。

浄化槽の清掃

浄化槽は、微生物の力によって汚水を処理するため、年1回以上の清掃をすることが法律で義務づけられています。許可業者《(有)環境処理センター》☎62-1919 に依頼してください。

浄化槽の保守点検

●奈良県景観・環境総合センター[住所:桜井市粟殿1000/☎0744-43-3414]

浄化槽は清掃の他に年3~4回の保守点検が必要です。専門的な技術が必要ですので、県知事の登録を受けている保守点検業者に依頼してください。



浄化槽の法定検査

☎(一財)奈良県環境保全協会[住所:大和高田市大中 18-4 YBB ビル 2F/☎0745-22-5161]
浄化槽の保守点検や清掃が規定通りに実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査するため、毎年1回法定検査(法第11条)を実施することが、法律上定められています。



お願い

- くみ取り口や浄化槽のマンホール付近に物を置かないでください。
植木や雑草が覆い被さると作業の妨げになりますので、剪定や雑草の除去をお願いします。
- し尿くみ取り便槽や浄化槽の廃止(建物の解体、転居、下水道への切り替えなど)の際には、槽の最終清掃が必要です。最終清掃は、許可業者《(有)環境処理センター》☎62-1919 に依頼してください。



葛城山頂から眺める大和平野



合葬墓について

合葬墓は、家族や親族に限らず多くの人々の遺骨を共同で埋蔵するお墓です。
お墓の維持管理や後継者問題にお悩みの人も安心して利用できる施設です。

● **所在地** 御所市203(大広町)

！ 注意事項 ！

合葬墓の使用には使用許可が必要です。

合葬墓を使用できる人

次のいずれかに該当する人

遺骨を所持している場合

- 死亡時に御所市民であった人の遺骨をお持ちの方
- 死亡時に御所市民でなかった2親等以内の親族(祖父母・父母・配偶者・兄弟姉妹・子・孫)の遺骨をお持ちの方(御所市民に限る)

他の墓地から遺骨を移す(改葬する)場合

- 御所市営墓地の一般墓地を使用している人で、墓地区画を返還(墓じまい)して合葬墓に遺骨を改葬する人
- 御所市営墓地以外の墓地から御所市営墓地の合葬墓に遺骨を改葬する人(御所市民に限る)

生前予約をする場合

- 65歳以上の身寄りのない御所市民

合葬墓の使用料

● **基本使用料** 1体あたり5万円(合同合葬墓に直接埋蔵します)

● **オプション使用料(希望者のみ)**

区分	料金(1体あたり)	詳細
個別合葬墓使用料	5万円	10年間個別安置後、合同合葬墓に埋蔵します。
個別合葬墓 延長使用料	5万円	10年間の延長ができます(1回限り)。
記名板使用料	3万円	銘板には、名前・没年月日を刻字します。

申請先・問い合わせ

《環境政策課(クリーンセンター内)》

☎ 66-1087



犬の登録

生後90日を経過した犬は生涯1回の登録と狂犬病予防注射の接種および鑑札と注射済票の装着が義務づけられています。

御所市クリーンセンター内環境政策課に犬の登録申請書を提出してください。

登録した犬には犬鑑札が交付されます。鑑札は首輪等に取り付けて、失くさないようにしてください。

● 登録手数料 3,000円

狂犬病予防接種

犬の狂犬病予防注射は1回の接種が狂犬病予防法で義務づけられています。

この義務を怠った場合は、罰金が科せられることがあります。

環境政策課では、毎年4月に集合による狂犬病予防注射を行っています。その他各動物病院でも接種できます。

飼い主の変更・引越し

- 飼い主が市外から引越しをしてきた場合
- 飼い主が市内で引越しをした場合
- 犬を譲ってもらった場合

御所市クリーンセンター内環境政策課に犬の登録事項変更届を提出してください。

● 必要なもの 犬鑑札

- 飼い主が市外に引越しをした場合
- 犬を市外の人へ譲った場合

犬の登録事項変更を転出先または譲渡先の市町村に届出してください。
御所市での手続きは不要です。

飼い犬の死亡

御所市クリーンセンター内環境政策課に犬の死亡届を提出してください。

● 必要なもの 犬鑑札

電話での受付もしています。



ペット火葬

環境政策課

ご家庭で飼育するペットが死亡したときは、かもきみの杜(斎場)でペット火葬できます。
ご利用の際は、斎場管理事務室へ電話予約してください。

使用料

区分	単位	料金(市内)	詳細
合同火葬	10kg以下	5,000円	他のペットの遺体と一緒に火葬し、遺骨を持ち帰ることができません。
個別火葬	10kg以下	20,000円	他のペットの遺体と分けて火葬し、遺骨を持ち帰ることができます。

※どちらも5kgを増すごとに2,000円加算されます。

問い合わせ

《かもきみの杜(斎場)》
〒639-2341
御所市朝妻700

☎ 66-1230

スズメバチ駆除費補助金

環境政策課

スズメバチ駆除費補助金交付制度について

スズメバチによる危害を防止し、もって市民生活の安全を図るため、スズメバチの巣の駆除に要した費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象者

次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、法人を除く。

- ①市内に所在する土地、建物または工作物の所有者、使用者または管理者であること。
- ②前号の土地、建物または工作物にスズメバチが営巣し、その巣を駆除業者により駆除した者であること。
- ③市税等の滞納がないこと。

補助金額

駆除業者に対し支払った巣の駆除費(駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に掛かる費用を除く)の2分の1(100未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)とし、10,000円を限度とする。補助申請は、巣の駆除を実施した翌日から起算して30日以内に申請が必要です。

※予算額に達し次第、受付終了となります。



人権尊重のまちづくり

【毎月11日は「人権を確かめあう日」】

1965(昭和40)年8月11日に、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とした、同和对策審議会答申が出されました。

奈良県内の市町村では、この日を記念して1989(平成元)年から「毎月11日は人権を確かめあう日」と設定し、人権侵害を許さない社会的雰囲気、あらゆる形態の差別撤廃の環境醸成に向け啓発活動を実施しています。

御所市においても、毎月11日に市内広報活動を実施し、「4.11 人権を確かめあう日」県内一斉集会を開催しています。

【差別をなくす強調月間】

部落差別により生み出された同和地区の劣悪な生活環境の改善と、そこから生じた偏見や差別の解消を目的として「同和对策審議会答申」が出され、それを具現化するために1969(昭和44)年7月10日に同和对策事業特別措置法(特措法)が制定されました。

奈良県では、1972(昭和47)年に「特措法」が制定された7月10日前後の一週間を「差別をなくす週間」として同和問題解決への取り組みが始まりました。

そして、1974(昭和49)年に「差別をなくす月間」とし、1981(昭和56)年より『差別をなくす強調月間』となり、毎年7月の強調月間には県内各地で差別撤廃の行事や活動に取り組んでおり、御所市においても「差別をなくす市民集会」を開催しています。

【人権週間】

「世界人権宣言」は、基本的人権および自由を遵守し確保するため、世界のすべての人々とすべての国々々が達成すべき共通の目標として、1948(昭和23)年の第3回国連総会において採択された12月10日を「人権デー」と定め、人権擁護活動の推進を呼びかけています。

日本においては、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日～12月10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言および人権デーの意義を訴えるとともに人権意識の高揚を図っています。

御所市においても人権週間中の啓発行事として「人権問題講演会」等を開催しています。

【女と男のつどい】

男女共同参画社会の実現を目指す取り組みの一環として、年1回講演会等を開催しています。

【人権相談】

毎月第1木曜日はアザレアホール会議室、第3木曜日は人権センターにおいて、13時～16時まで法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談を開設しています。

相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。



【女性法律相談】

偶数月第2火曜日は、人権センターにおいて、13時30分～16時30分まで女性弁護士(奈良弁護士会)による相談を無料で行っています。日常生活で人に相談できず、悩んでおられる市内在住の女性の方はぜひお気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

※予約制で一人30分までとなります。

【その他の人権相談】

人権センターでは様々な人権に対する相談業務を行っています。電話やメール・直接センターに来館いただいた方へ、問題解決に向けての助言や関係機関への紹介などを行っています。

詳しくは御所市人権センターまでお問い合わせください。

問い合わせ

《御所市人権センター》

〒639-2244

御所市柏原235番地

☎ 65-2210

✉ jinken@city.gose.nara.jp

選挙

☎選挙管理委員会事務局

選挙人名簿の登録について

満18歳以上の日本国民で、御所市に住民票が作成されてから引き続き3か月以上経過した人は、御所市の選挙人名簿に登録される資格を有します。

選挙人名簿の登録には、毎年3・6・9・12月の各1日現在で登録する定時登録と、各選挙執行の際、告示日の前日現在で登録する選挙時登録があります。

すなわち、転入届の日から3か月を経過した後、最初の登録基準日に要件を満たしている人が登録されることになります。

詳しくは、お問い合わせください。

市政

情報公開

☎総務課

職員が職務上作成、取得した行政文書(情報)を、市民のみなさんの求め(閲覧や写しの交付請求)に応じて、公開する制度です。これにより公正で開かれた市政運営を進めます。

開示請求方法等詳しくは、お問い合わせください。

個人情報

☎総務課

市が持っている個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、また市民が自分に関する個人情報(氏名・住所・生年月日等)を監視し、開示を請求したり、誤っている場合に訂正を請求したりすることのできる権利を保障する制度です。

開示請求方法等詳しくは、お問い合わせください。



広報紙「広報御所」

毎月1回発行しています。

各世帯へは、自治会などを通じて配布しています。

また、市役所をはじめ市の公共施設等にも置いているほか、ホームページやスマートフォンアプリ「マチイロ」でもPDF版を掲載しています。



ID 609

「広報御所」に掲載しているこのマークは記事検索用のID番号です。ホームページ内の「ID 検索」に番号を入力すると、記事のホームページを簡単に見ることができます。広報紙だけでは紹介しきれない詳しい情報を知りたいとき、申請書などをダウンロードしたいときは、ぜひご利用ください。



ホームページ

暮らし、イベント、観光、市の取り組みなど、御所市に関するさまざまな情報を発信しています。市内公共施設一覧のほか、ごみの出し方が分かる「ごみ分別検索」なども掲載しています。

ホームページアドレス

www.city.gose.nara.jp/



まちづくり出前トーク

職員が市内の団体等の学習会に講師として出向き、市政に関する学習会を行うものです。市政に対して理解を深めていただき、みなさんとともによりよいまちづくりをめざします。

テーマ・申込方法等詳しくは、お問い合わせください。

御所市LINE公式アカウント

御所市からのお知らせやイベントなどのタイムリーな情報を LINE でお届けします。

メニュー画面からは、日々の暮らしに役立つ情報や、防災情報、観光情報を手軽に知ることができ、一部手続きの申請・予約機能なども兼ね備えています。

LINE友だち追加

二次元コードを読み取るか

ID検索で「@gosecity」と検索



市政



ホームページ

市の観光情報を発信しています。神社仏閣、行催事情報、おすすめポイント等を写真つきで案内しています。



ホームページアドレス

www.city.gose.nara.jp/kankou/



SNS

市内の商店や産業、学校や地域イベントなどのコアな街かど情報を「御所ガール」が取材して発信しています。



Facebook「御所ガール」アドレス

www.facebook.com/gosegirl/



X「御所ガール」アドレス

x.com/gose_girl/



プロモーションサイト

市内の魅力をまとめたサイトです。

飲食店や観光スポットなどに加えて、市民が自ら執筆して地域の暮らしや魅力を発信しています。

プロモーションサイト「ごせのね」

gosenone.com/



御所市観光案内図



沙羅双樹の名所 安楽寺(稲宿)



各種相談

御所市では、下表の各種相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

なお、相談は無料で、秘密は守られます。

種類	日時	場所	問い合わせ先	備考
行政相談	第3火曜日 13時30分～16時	消費者相談室	市民課 ☎62-3001(代)	*要予約 先着5名 1人30分まで
人権相談	第1・第3木曜日 13時～16時	第1木曜日 アザレアホール会議室 第3木曜日 人権センター相談室	人権施策課 ☎65-2210	
交通事故相談	第1木曜日 10時～15時	市役所本館 会議室5	市民課	
法律相談	第2水曜日 13時～16時	消費者相談室	市民課	*要予約 先着6名 1人30分まで
女性法律相談	偶数月第2火曜日 13時30分～ 16時30分	人権センター相談室	人権施策課	*要予約 先着6名 1人30分まで
中南和法律相談	第4金曜日 13時～16時	防災交流館 活動室 B	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035	*要予約 先着6名 1人30分まで
税務相談	奇数月(3月を除く) の第2木曜日 13時～16時	市役所 会議室4 または会議室 B	税務課 ☎62-3001(代)	*先着順 受付は 15時30分まで
消費生活相談	毎週木曜日 10時～16時	消費者相談室	市民課	
空き家相談	9時～17時	NPO 法人空き家 コンシェルジュ榎原事務所	NPO 法人空き家 コンシェルジュ榎原事務所 ☎0744-35-6211	*来所希望の 場合は要予約
健康相談	詳しくは お問い合わせください	いきいきライフセンター	健康推進課 ☎44-3268	
妊娠・出産・ 子育て相談	随時	わくわく子育てセンター (いきいきライフセンター内)	健康推進課 (わくわく子育てセンター) ☎62-8060	電話・訪問・ 来所対応



種類	日時	場所	問い合わせ先	備考
家庭児童相談	随時	こども家庭センター (いきいきライフセンター内)	子育て推進課 (こども家庭センター) ☎62-4512	電話・訪問・ 来所対応
教育相談	月・火・水・木・金曜日 9時30分～ 16時30分	葛公民館 (適応指導教室)	☎43-6200	*要予約
ひきこもりに 関する相談	月・火・水・木・金曜日 9時～17時	青少年センター	☎43-5880	
障害者(児)相談	月・火・水・木・金曜日 9時～17時	社会福祉協議会	☎63-2457	*要予約
心配ごと相談	第2・第4火曜日 13時～15時	ボランティアセンター (社会福祉協議会 隣)	社会福祉協議会 ☎63-2457	

都合により、日時・場所を変更する場合があります。また、祝日や年末年始は実施しない場合があります。毎月の日程等は、広報紙「広報御所」をご覧ください。あらかじめ「問い合わせ先」にご確認ください。



甘柿のルーツ 御所柿(ごしょがき)



施設利用案内

施設利用案内

市役所(本庁)

【住所】 〒639-2298 御所市1番地の3

☎ 62-3001 FAX 62-5425

【ホームページアドレス】www.city.gose.nara.jp/

● 執務時間 8時30分～17時15分

● 閉庁日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

いきいきライフセンター

健康推進課・子育て推進課・こども家庭センター

【住所】 御所市774番地の1

☎ 62-3001 FAX 65-2615

● 執務時間 8時30分～17時15分

● 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

【併設】 休日応急診療所

休日応急診療所

【住所】 御所市 774 番地の 1 御所市いきいきライフセンター内
御所市休日応急診療所

☎ 65-1416

● 診療日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

● 受付時間 9時30分～11時30分、13時～15時30分

詳細は☐33ページをご覧ください。

こども家庭センター

【住所】 御所市774番地の1(いきいきライフセンター内)

☎ 62-4512 FAX 62-9180

● 利用時間 8時30分～17時15分

● 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)



産業振興センター

【住所】 御所市元町1番地の1

☎ 62-1688 FAX 62-0906

● 利用時間 9時～22時

土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

● 休館日 ただし、利用希望により、土・日曜日、祝日、9時～22時まで開館。
12月28日～1月4日は貸館は行わない。

● 使用申し込み 使用日1週間前まで受付

老人福祉センター

【住所】 御所市櫛羅1281番地

☎ 62-2441 FAX 43-6008

● 利用時間 9時～16時

● 休館日 日・月曜日(月曜日が祝日のときは火曜日も休館)、祝日、12月28日～1月4日

● 利用者の資格 市内に居住する満60歳以上の方

介護予防センター

【住所】 御所市戸毛1032番地の1

☎ 67-0964 FAX 67-0966

● 利用時間 9時～17時

● 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

人権センター

【住所】 御所市柏原235番地

☎ 65-2210 FAX 65-2207

● 利用時間 8時30分～17時15分

● 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
ただし、利用希望により、土・日曜日、祝日、9時～21時30分まで開館

● 使用申し込み 使用日1週間前まで受付

葛公民館・青少年センター

【住所】 御所市戸毛979番地の1

☎ 67-1896 FAX 67-1896

● 利用時間 葛公民館 9時～22時
青少年センター 8時30分～17時15分

● 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
ただし、利用希望により、土・日曜日、祝日、9時～22時まで開館

利用
案内



中央公民館

【住所】 御所市元町382番地の1

☎ 62-1681 FAX 62-1682

● 利用時間 9時～22時

● 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始(12月29日～1月3日)

文化交流センター

【住所】 御所市小林330番地

☎ 43-7177 FAX 43-8288

● 利用時間 9時～22時

● 休館日 火曜日、祝日の翌日、年末年始(12月29日～1月3日)

アザレアホール[図書館・文化ホール]

【住所】 御所市13番地

☎ 65-2580 FAX 65-2590

【ホームページアドレス】 azaleahall-gose.jp

アザレアホールは、図書館と文化ホールの複合施設です。

● 利用時間 9時～17時(文化ホールのみ22時まで)

● 休館日 月曜日(祝日・休日に当たるときは、その次の平日)、祝日の次の平日、
年末年始(12月29日～1月3日)、毎月末日(館内整理日)、特別整理期間
(都合により変更になる場合があります)

詳細については、ホームページまたはアザレアホールまでお問い合わせください。

文化財展示室

【住所】 御所市室102番地

☎ 60-1608 FAX 62-9872

● 利用時間 9時～17時

● 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

市民運動公園

【住所】 御所市朝町1337番地

☎ 66-2052

● 使用申し込み 使用3か月前から受付

● 使用できない日 月曜日(祝日・休日に当たるときは、その次の平日)
年末年始(12月29日～1月3日)

お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課まで ☎62-3001



市民運動場

【住所】 御所市池之内1094番地

● 使用申し込み 使用2か月前から受付

● 使用できない日 年末年始(12月29日～1月3日)

お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課まで ☎62-3001

健民運動場

【住所】 御所市櫛羅1964番地

● 使用申し込み 使用1か月前から受付

● 使用できない日 年末年始(12月29日～1月3日)

お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課まで ☎62-3001

中央コートゲートボール場

【住所】 御所市東辻91番地の1先国有地

● 使用申し込み 使用1か月前から受付

● 使用できない日 年末年始(12月29日～1月3日)

お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課まで ☎62-3001

栗阪ゲートボール場

【住所】 御所市栗阪637番地

● 使用申し込み 使用1か月前から受付

● 使用できない日 年末年始(12月29日～1月3日)

お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課まで ☎62-3001

葛城公園

【住所】 御所市1番地の15

お問い合わせは、都市整備課まで ☎62-3001

利用
案内
施設



防災センター

【住所】 御所市鴨神791番地

☎ 43-9245 FAX 43-9245

● 利用時間 9時～22時

● 休館日 土・日曜日、祝日の不定日、年末年始(12月29日～1月3日)

お申し込み・お問い合わせは、危機管理課まで ☎62-3001

防災交流館 Mimoro(ミモロ)

【住所】 御所市三室111番地の1

☎ 62-1110 FAX 62-2220

● 利用時間 9時～17時(ただし、利用希望により22時まで開館)

● 休館日 火曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日、年末年始(12月29日～1月3日)

● 使用申し込み 使用3か月前から1週間前まで受付

地域交流センター小林棟

【住所】 御所市小林365番地の1

● 利用時間 9時～17時

お申し込み・お問い合わせは、企画政策課まで ☎62-3001

地域交流センター元町棟

【住所】 御所市元町215番地の7

☎ 62-7330

● 利用時間 10時～16時

● 休館日 水・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

ごせまちセンター

【住所】 御所市361番地の10

☎ 65-0013

● 利用時間 9時～17時

● 休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

● 使用申し込み 使用月から翌月分まで申請可(使用日1週間前まで受付)

まちかど案内所

【住所】 御所市168番地

● 利用時間 8時～20時

お問い合わせは、観光振興課まで ☎62-3001



その他の公共施設等一覧

市役所関係の外部施設

施設名	電話番号	所在地
クリーンセンター	66-1087 (環境政策課)	栗阪293番地
	66-0836・66-2539 (環境業務課 ごみの収集に関すること)	
	43-5775 (環境業務課 ごみの搬入に関すること)	
学校給食センター	62-0879	東寺田64番地の1
文化財事務所	60-1608	室102番地
かもきみの杜(斎場)	62-3001 (市民課 死亡届に関すること)	朝妻700番地
	66-1230 (環境政策課 火葬に関すること)	

市役所以外の施設等

施設名	電話番号	所在地
奈良県広域水道企業団 御所事務所	62-1591	櫛羅2055番地
奈良県広域水道企業団 御所事務所 お客様センター	62-1591	三室111番地の1 (防災交流館 Mimoro 内)
社会福祉協議会	63-2457	760番地の3
シルバー人材センター	63-2119	774番地の1
かもきみの湯	66-2641	五百家333番地
高田警察署御所警察庁舎	63-0110	東松本281番地の3
御所消防署(奈良県広域消防組合)	62-0119	蛇穴250番地の1
国民宿舎葛城高原ロッジ	62-5083	櫛羅2569番地(葛城山上)
御所の郷(地域振興施設)	62-1800	室533番地
観光案内所		180番地
郵便名柄館 郵便資料館&Tegami Cafe	60-8316	名柄326番地の1

利用案内
施設



保育所・学校等

【保育所】

施設名	電話番号	所在地
葛城保育所	66-0080	五百家75番地
石光保育所	62-4330	元町275番地の1
幸町保育所	62-2598	幸町43番地
第一葛城学園 <私立>	63-0338	柏原716番地
恵愛保育所 <私立>	66-0022	増355番地

【認定こども園】

施設名	電話番号	所在地
葛カトリック幼稚園<私立>	67-0409	戸毛54番地の3

【幼稚園】

施設名	電話番号	所在地
御所幼稚園	62-2322	1番地の9
秋津幼稚園	62-4331	室484番地の1

【小学校】

施設名	電話番号	所在地
御所小学校	62-2321	610番地
秋津小学校	62-2178	池之内459番地の3
掖上小学校	62-2149	東寺田55番地
葛 小学校	67-1448	樋野270番地
葛城小学校	66-0212	林329番地
名柄小学校	66-0043	名柄185番地
大正小学校	62-5221	櫛羅2198番地の1

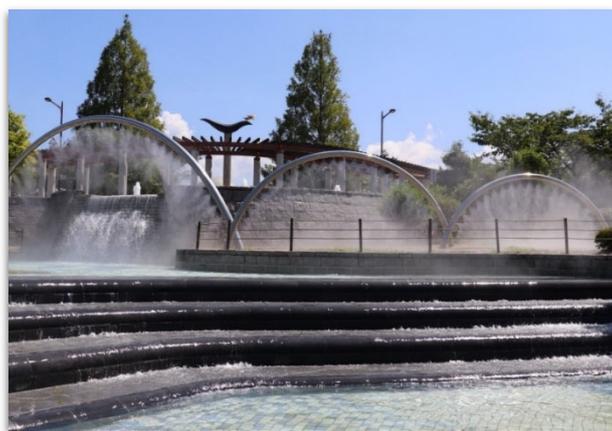
【中学校】

施設名	電話番号	所在地
御所中学校	62-2002	665番地の1
葛 中学校	67-0108	樋野270番地
葛上中学校	66-0946	佐田1番地の1
大正中学校	62-2508	三室206番地の1



その他の施設等

施設名	電話番号	所在地
御所学童保育所	62-4340	610番地
掖上学童保育所	62-0052	東寺田55番地
秋津学童保育所	63-3773	池之内459番地の3
葛 学童保育所	67-0965	樋野226番地の1
葛城学童保育所	66-2100	林329番地
大正学童保育所	62-6120	櫛羅2198番地
名柄学童保育所	66-1703	名柄203番地の2



市民の憩いの場 御所市葛城公園

施設
案内



市内公共交通

コミュニティバス・デマンドタクシー

企画政策課

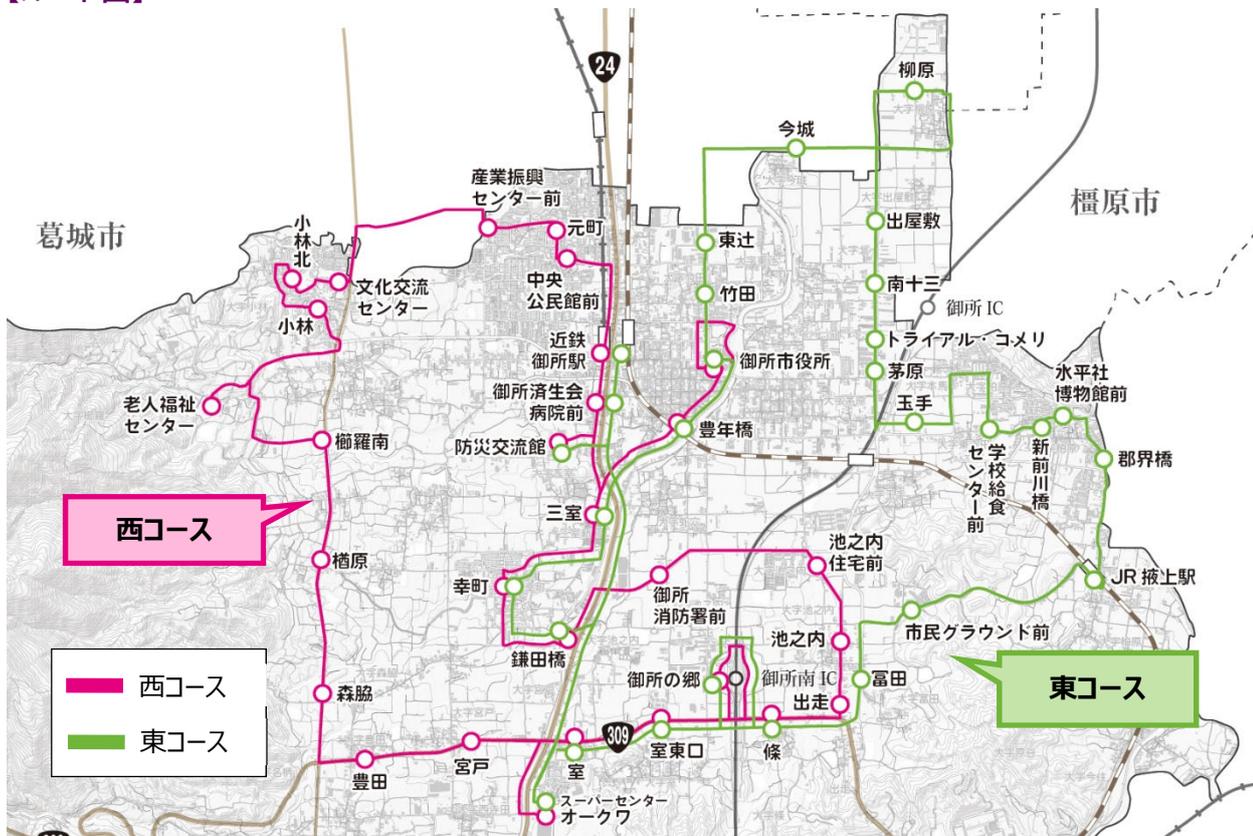
現在市北部はコミュニティバス、市南部はデマンドタクシーを運行しています。

コミュニティバス

市北部の主要な公共施設や主な商業施設等を結ぶルートです。

近鉄御所駅を起点・終点として、西コースと東コースで運行しています。

【ルート図】



利用対象者

どなたでもご利用いただけます

利用料金

(1人1乗車あたり)

大人 200円

小学生以下の子ども 無料

65歳以上の御所市民 100円 ※

運転免許証を自主返納した御所市民 100円 ※

※は各種証明するものがが必要です。詳しくはお問い合わせください。

運行日

毎日運行（点検時運休あり）



【時刻表】

《1号車》

西コース 反時計回り				
バス停	1便	3便	5便	7便
近鉄御所駅	8:00	10:49	14:11	16:57
中央公民館前	8:03	10:52	14:14	17:00
元町	8:04	10:53	14:15	17:01
産業振興センター前	8:05	10:54	14:16	17:02
文化交流センター	8:09	10:58	14:20	17:06
小林北	8:10	10:59	14:21	17:07
小林	8:12	11:01	14:23	17:09
老人福祉センター	8:16	11:05	14:27	17:13
榎羅南	8:18	11:07	14:29	17:15
榎原	8:19	11:08	14:30	17:16
森脇	8:20	11:09	14:31	17:17
豊田	8:21	11:10	14:32	17:18
宮戸	8:22	11:11	14:33	17:19
スーパーセンターオークワ	8:26	11:15	14:37	17:23
室	8:30	11:19	14:41	17:27
室東口	8:32	11:21	14:43	17:29
御所の郷	8:35	11:24	14:46	17:32
條	8:38	11:27	14:49	17:35
出走	8:39	11:28	14:50	17:36
池之内	8:40	11:29	14:51	17:37
池之内住宅前	8:41	11:30	14:52	17:38
御所消防署前	8:43	11:32	14:54	17:40
鎌田橋	8:45	11:34	14:56	17:42
幸町	8:47	11:36	14:58	17:44
三室	8:49	11:38	15:00	17:46
豊年橋	8:52	11:41	15:03	17:49
御所市役所	8:56	11:45	15:07	17:53
豊年橋	8:58	11:47	15:09	17:55
防災交流館	9:01	11:50	15:12	17:58
御所済生会病院前	9:03	11:52	15:14	18:00
近鉄御所駅 着	9:05	11:54	15:16	18:02

東コースへ接続
(そのまま乗車いただけます)

東コース 反時計回り				
バス停	2便	4便	6便	8便
近鉄御所駅	9:10	12:04	15:26	18:12
御所済生会病院前	9:12	12:06	15:28	18:14
防災交流館	9:14	12:08	15:30	18:16
三室	9:16	12:10	15:32	18:18
幸町	9:18	12:12	15:34	18:20
鎌田橋	—	—	—	—
スーパーセンターオークワ	9:26	12:20	15:42	18:28
室	9:30	12:24	15:46	18:32
室東口	9:31	12:25	15:47	18:33
御所の郷	9:33	12:27	15:49	18:35
條	9:36	12:30	15:52	18:38
富田	9:39	12:33	15:55	18:41
市民グランド前	9:41	12:35	15:57	18:43
JR掖上駅	9:45	12:39	16:01	18:47
郡界橋	9:48	12:42	16:04	18:50
水平社博物館	9:50	12:44	16:06	18:52
新前川橋	9:51	12:45	16:07	18:53
学校給食センター前	9:52	12:46	16:08	18:54
玉手	9:54	12:48	16:10	18:56
茅原	9:55	12:49	16:11	18:57
トライアル・コメリ	9:56	12:50	16:12	18:58
南十三	9:57	12:51	16:13	18:59
出屋敷	9:58	12:52	16:14	19:00
柳原	10:01	12:55	16:17	19:03
今城	10:03	12:57	16:19	19:05
東辻	10:05	12:59	16:21	19:07
竹田	10:06	13:00	16:22	19:08
御所市役所	10:07	13:01	16:23	19:09
豊年橋	10:11	13:05	16:27	19:13
防災交流館	10:14	13:08	16:30	19:16
御所済生会病院前	10:16	13:10	16:32	19:18
近鉄御所駅 着	10:18	13:12	16:34	19:20

《2号車》

東コース 時計回り				
バス停	1便	3便	5便	7便
近鉄御所駅	8:26	11:18	14:40	17:27
御所済生会病院前	8:28	11:20	14:42	17:29
防災交流館	8:30	11:22	14:44	17:31
豊年橋	8:33	11:25	14:47	17:34
御所市役所	8:37	11:29	14:51	17:38
竹田	8:38	11:30	14:52	17:39
東辻	8:39	11:31	14:53	17:40
今城	8:41	11:33	14:55	17:42
柳原	8:43	11:35	14:57	17:44
出屋敷	8:46	11:38	15:00	17:47
南十三	8:47	11:39	15:01	17:48
トライアル・コメリ	8:48	11:40	15:02	17:49
茅原	8:49	11:41	15:03	17:50
玉手	8:50	11:42	15:04	17:51
学校給食センター前	8:52	11:44	15:06	17:53
新前川橋	8:53	11:45	15:07	17:54
水平社博物館	8:54	11:46	15:08	17:55
郡界橋	8:56	11:48	15:10	17:57
JR掖上駅	8:59	11:51	15:13	18:00
市民グランド前	9:03	11:55	15:17	18:04
富田	9:05	11:57	15:19	18:06
條	9:07	11:59	15:21	18:08
御所の郷	9:09	12:01	15:23	18:10
室東口	9:13	12:05	15:27	18:14
室	9:14	12:06	15:28	18:15
スーパーセンターオークワ	9:18	12:10	15:32	18:19
鎌田橋	9:23	12:15	15:37	18:24
幸町	9:25	12:17	15:39	18:26
三室	9:27	12:19	15:41	18:28
防災交流館	9:29	12:21	15:43	18:30
御所済生会病院前	9:31	12:23	15:45	18:32
近鉄御所駅 着	9:33	12:25	15:47	18:34

西コースへ接続
(そのまま乗車いただけます)

西コース 時計回り				
バス停	2便	4便	6便	8便
近鉄御所駅	9:46	12:35	15:57	18:44
御所済生会病院前	9:48	12:37	15:59	18:46
防災交流館	9:50	12:39	16:01	18:48
豊年橋	9:53	12:42	16:04	18:51
御所市役所	9:57	12:46	16:08	18:55
豊年橋	9:59	12:48	16:10	18:57
三室	10:02	12:51	16:13	19:00
幸町	10:04	12:53	16:15	19:02
鎌田橋	10:06	12:55	16:17	19:04
御所消防署前	10:08	12:57	16:19	19:06
池之内住宅前	10:10	12:59	16:21	19:08
池之内	10:11	13:00	16:22	19:09
出走	10:12	13:01	16:23	19:10
條	10:14	13:03	16:25	19:12
御所の郷	10:16	13:05	16:27	19:14
室東口	10:20	13:09	16:31	19:18
室	10:21	13:10	16:32	19:19
スーパーセンターオークワ	10:25	13:14	16:36	19:23
宮戸	10:29	13:18	16:40	19:27
豊田	10:30	13:19	16:41	19:28
森脇	—	—	—	—
榎原	10:32	13:21	16:43	19:30
榎羅南	10:33	13:22	16:44	19:31
老人福祉センター	10:36	13:25	16:47	19:34
小林	10:39	13:28	16:50	19:37
小林北	10:41	13:30	16:52	19:39
文化交流センター	10:42	13:31	16:53	19:40
産業振興センター前	10:46	13:35	16:57	19:44
元町	10:47	13:36	16:58	19:45
中央公民館前	10:48	13:37	16:59	19:46
近鉄御所駅 着	10:51	13:40	17:02	19:49



(令和7年5月現在)

デマンドタクシー

市南部の乗降場所と市北部の主要施設間、市南部の乗降場所間を移動する予約制の乗り合いタクシーです。

- **利用対象者** 下記の大字に住民登録のある方

地区	大字
葛城	朝妻・五百家・井戸・小殿・鴨神・北窪・栗阪・極楽寺・佐田・下茶屋・僧堂・高天・鳥井戸・南郷・西北窪・西佐味・林・東佐味・船路・伏見・東持田・西持田
葛	朝町・稲宿・今住・古瀬・新田・戸毛・樋野・奉膳・重阪・内谷
吐田郷	多田・関屋・名柄の一部(国道309号線より南側の区域)・西寺田・東名柄・増
秋津	條の一部(大口峠【頂点】より南側の国道309号線沿いの区域) 富田の一部(大口峠【頂点】より南側の国道309号線沿いの区域)
掖上	原谷の一部(戸毛に隣接する区域)

- **乗降場所** 市南部59か所
市北部9か所(主要施設:御所市役所、近鉄御所駅など)

- **利用料金** (1人1乗車あたり)

大人	500円	
65歳以上の高齢者	300円	
運転免許証自主返納者	300円	返納したことがわかるもの(運転経歴証明書等)が必要
小学生以下の子ども	無料	保護者(中学生以上)の同乗が必要

- **運行日** 月曜日から土曜日(月曜日から土曜日にあたる祝日・休日も運行)
※年末年始(12月29日～1月3日)は休み

- **運行時間** 9時～17時(乗車開始時刻)



利用には事前に利用者登録が必要です。デマンドタクシーの利用者登録や予約方法、乗降場所など詳しくは市ホームページまたは、企画政策課までお問い合わせください。

その他の市内公共交通

企画政策課

現在市内ではコミュニティバス・デマンドタクシーのほか、近鉄・JR、奈良交通バス、タクシーが運行しています。市ホームページに「御所市公共交通便利帳(リンク集)」を掲載しています。ぜひご活用ください。

御所市公共交通便利帳(リンク集)

ID 4100



ゴセンちゃんぬいえ



すきないろを
ぬってね!

ゴセンちゃん



- 「御所市 市民ガイドブック」に掲載の行政情報は、令和7年(2025年)5月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報(内容・手続き等)で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。



御 所 市

市民ガイドブック

令和7年(2025年)7月発行

編集発行

御所市

企画政策課